

1. 令和5年第5回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和5年12月12日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	本田 教 治	2番	長岡 文 男
4番	田中 義 久	5番	蓑島 もとみ
6番	三島 一 貴	7番	森藤 文 男
8番	原 喜与美	9番	野田 勝 彦
10番	山川 直 保	11番	田中 やすひさ
12番	森 喜 人	13番	田代 はつ江
14番	兼山 悌 孝	15番	尾村 忠 雄
16番	渡辺 友 三	17番	清水 敏 夫
18番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

3番 田代 まさよ

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総務部長兼 選挙管理委員会書記長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小 酒 井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 已	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋

消 防 長 兼 山 幸 泰
国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

郡上市民病院事務局長 藤 田 重 信
代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代
議会事務局
議会総務課
係 長 三 島 栄 志

議会事務局
議会総務課長 松 山 由 佳

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は、3番 田代まさよ議員、遅参議員は、14番 兼山悌孝議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 渡辺友三議員、17番 清水敏夫議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 議員

○議長（田代はつ江） それでは、8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） おはようございます。一般質問の初日のトップバッターは初めてでございますが、少し緊張しておりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は、農業一本に絞って質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

大きな項目では、市の農業の在り方ということでお尋ねをしたいと思いますのですが、小さな項目では、合併後、郡上市も20年経過をしております。農業情勢は20年間どのような推移をしてきたか、これを検証して、この後、郡上市の農業をどうしていくかということでお尋ねをいたしたいと思っております。

それでは、改めまして質問に入らせていただきます。

郡上市の農業の在り方と題して質問をさせていただきますが、今申し上げましたように、合併20年間で市の農業はどのように変貌をしてきているか、これをまずは検証しなければならないと思います。

次の項目でもって、今申し上げましたように、それらの結果を踏まえて、どう農業を展開していくかということをお聞きしたいということでございます。

まず最初に、合併して20年経過をいたしますが、合併時から農業の状況はどのように変わってきているかということで、特に、耕作面積、また、従事者の数、農業従事者の年齢、または農業生産物の生産量等々、そういった状況につきまして、事前に農林水産部におきまして調査をしていただきました。

そのデータを頂いておりますので、タブレットに掲載をしております。皆さん方はタブレットを御覧いただきたいと思いますが、まずはこの結果を見ながらお話を申し上げたいというふうに思います。

総括的には、20年間で全ての事業とか項目についてはマイナス状況でございます。上向いたものは何もない、上向いたのは年齢が上がっておるだけというようなことで、全ての実績等においてはマイナスというのが現状でございます。

それでは、タブレットを見ながらお話をさせていただきたいと思いますが、最初に、農地面積について調べていただきました。

合計でいいますと、これは田畑合計ということでございますが、合併時は3,110町歩ということで、現在は2,840町歩ということで、実は270町歩ほど減っておると、ヘクタールと言ったほうがいかな。270ヘクタールが減っておると、20年間ということですよ。

田んぼで見ますと、数字、ここ分かりやすいですが、200ヘクタールが減少、畑では81ヘクタールほどが減少しておるということで、順番に農地面積も減ってきておるということでございます。

その下には農家数を調べていただきました。合併時においては、総農家数が4,830戸、現在はと申しますと3,319戸ということで、全体的では1,500戸ほどが減っておるということでございまして、ここで、主業農家、それから、準主業農家、副業農家ということで右のほうに順次書いてありますが、主業農家というのは、いわゆる専業農家というふうに読み替えていただければと思うわけですが、147戸あった専業農家は、現在は87戸ということで、これまた60戸ほどが減っておるということでございます。

準主業と申しますと、従来では第1種兼業という言い方をしておりましたが、この第1種兼業の農家が130戸ほど減っておるとし、その後の副業的というのは、いわゆる第2種兼業という見方になるかと思いますが、それが800戸ですか、減少しておるといようなことで。

注目したいのは一番右側、自給的農家ということで、これが私も注目しておきたいなという農家

でございますが、これが2,592戸あったものが現在2,078戸ということですが、これは先祖伝来の農地を守りながら、何とか、いわゆる日曜日百姓ということになろうかと思いますが、耕作をさせていただいておるといふ貴重な私は農家だというふうに思います。

専門的に農業を営むんじゃないでなくて、せつかくの田畑を荒らしたくないということから守っていたおられるのが、この2,078戸の方々が農地を守りながら耕作をさせていただいておるといふことで、これは注目すべきことかなと私は思っております。

次に、作付の関係では、特に水田では水稲ということになりますが、この水稲の作付が、合併時は1,280町歩、現在は1,070町歩、ヘクタールですが、これも210ヘクタールが減っておるといふようなことで、水田の耕作面積も減っておるといふようなことでございます。

また、生産量につきましては、これはトンで書いてありますが、合併時6,550トン、これは約10万9,000俵の、俵数にしますとそういう数字になろうかと思いますが、それが現在では5,320トンということで、これは8,800俵ぐらいの数字になっておろうかと思いますが。

2万俵近い減収といえますか、減っておるといふ状況です。これは水稲だけのことを今申し上げておるわけですが、いずれにしても、耕作面積、農地面積が減っておるといふことは、主には水田面積が多いものでこうした数字になっておるといふことで、表を見ていただければお分かりかと思えます。

そこで、現在8万8,000俵のお米が取れておりますが、市の人口としては、約4万切っておりますけど、約4万人でございますので、現在1人当たりの消費量というのは1俵食べません。いわゆる60キロ食べておりませんので、まずは概算で1俵食べるとすると、4万俵を郡上市ではお米がなければ、いわゆる自給率100%にはならないということになります。8万8,000収穫がしておりますので、今のところ、米については郡上市は自給率200%ということで、今のところは心配しないでもいいんですが。

しかし、農業で水稲を作っている以上は、この水稲でもって販売をし、対価を稼ぐといえますか、そういうことでは、やはり販売をして、そういった外貨、いわゆる獲得をしていただかなければということで、今の8万8,000も、これが減っていけば、いわゆる外部からの米代金が入ってこないというようなことになってまいりますので、これ以上減らしたくないことを思います。

ちなみに、JAで聞いてみますと、JAでは1万俵ほどしか郡上市では買入れをしておりませんので、そうしますと、単純に3万俵ほどは、いわゆる縁故米といえますか、親類縁者とか、または、それぞれ農家の方々が個別に契約等をされて販売をされているのかなというふうに推測をいたします。

いずれにしても、今の段階では、水稲については、郡上市は200%の自給率ですので心配はないかもしれませんが、この人口減少、どこまで続くかということをお考えすると、農地が荒れてい

くばかりでは大変だということから、こういうデータを示して、今お話をさせていただいております。

次に、これ、JAのデータであれですが、作目別にはどのような状況になっておるかというのを一番下に表しております。

ここには、トマト、イチゴ、花卉——これは花のほうの花卉ですが——大根ということで、主な4品目を記してございますが、どれも皆さん目を通していただきたいんですが、残念ながら生産者の方も減っておれば、生産量、いわゆる出荷量も減っておるということで、なかなか残念な結果というふうなことでございます。

特に大根につきましては、過去においては10億円以上の売上げをしておったんですが、今は5億円か6億円ということで半減したような状況になっておりまして、大変残念な状況ではございますが。

大根におきましては、特に重量作物ということから、生産者の方々も敬遠されるというような点もあって、生産戸数も、また、生産量も減っておるということではございますが、これらについてもせっかくの郡上の名産でございますので、今後もしっかり続けていってほしいという作物でございます。

次のページを見ていただきたいと思いますが、これは従事者の年齢を調査していただきました。農業従事者の年齢については、これは低くなるんじゃなくて高くなるということで、合併時、男女平均では58歳、これが合併、今20年たって63.8歳ということで、これも、年齢も上がってきておるということでございます。

この表もずっと見ていただきますと、それぞれ農業従事者の皆さん方、高齢化をしてきておるということはよくお分かりかと思えます。

下の表が、これが耕作放棄地を示した表でございますが、これは一番右側、土地持ち非農家という項目がございますが、この項目が合併時131戸——御無礼、単位はヘクタールですので、131ヘクタール、合併時、今20年たって、センサスですので、20年というて2015年のデータですが、1,911ヘクタールということで、差が60ヘクタールですが。

この60ヘクタールがどうも耕作地としては耕作されていないということで、放棄地に値するものというふうに皆さん方は解釈していただければということですが、20年間で60ヘクタールが放棄地になっておるということでございます。

次のページは畜産関係を調べていただきました。

畜産関係につきましても、残念ながら生産者の戸数も減っておれば、また、飼育数等も減っておるというようなことで、一番上が和牛の飼育農家、その下が和牛の肥育農家、その下は繁殖農家、その下が酪農というようなことで記していただいておりますが、それぞれ生産者戸数も減っており

まして、その減り方がまた大きいんです。

見ていただいたように、飼育農家においては37戸、また、肥育農家においては26戸、また、繁殖農家においては27戸、酪農家においては13戸というようなことで、全て20年間に減少しておるといふ状況で、残念な数値になっておるといふことでございます。

しかし、現在もこうした農家の皆さん方が頑張っていたいただいておりますということは、本当にありがたいことだといふふう感じておるわけでございます。

以上のように、右肩下がりの傾向にある項目ばかりといふことで、愕然とするばかりであります。この先どのように展開していけばよいかといふことで大変な状況にあります。

そこで、これらの状況を踏まえ、市の将来の農業展望はどうするのか、執行部のお考えをお聞きしたいといふことでございます。

今まで私、質問させていただくときに、私の思いもいろいろ申し上げながら質問をさせていただきましたが、今回は全く白紙でもって、部長さんのお考えを全面的に思いの丈をお話していただきたいといふことで、時間も腹いっぱい部長さんには取っていただいて、郡上市の将来の農業をこうしていくんだといふお考えをお聞きいたしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、原議員さんの御質問に対してお答えをさせていただきます。

郡上市でございますけれども、標高110メートルから1,000メートルの変化に富んだ気候を生かしながら、水稻、ひるがの高原だいこん、また、夏秋トマトなどの野菜、ユリ、トルコギキョウ、南天などの花卉や花木、梨やリンゴ、ブドウなどの果実など、それぞれ特色のある農産物を栽培し、そのほかにも飛騨牛、ひるがの高原牛乳、鮎の里としても知られております。

今、郡上の農業の在り方、目指すところについて御質問といふことでございますけれども、これについては、将来にわたりですね、郡上農業が維持される、継続されるということが重要だといふふうに考えております。その方法、また、考え方についてお答えをしたいと思います。

まず、市の第2次総合計画の後期基本計画では、豊かな自然を生かした農業、畜産業、水産業を育てますとされております。

その施策としまして4つの施策が示されておまして、1つ目として持続可能な農業経営の確立、2番目として担い手の育成、3番目として農地の保全・有効活用、4番目として販売戦略の強化が示されており、この施策、目標といってもよいかもしれませんが、これらを実現すべく今後取り組んでいくことになります。

まず、農地の保全・有効活用の分野ですけれども、肝となるものが地域計画になります。これは、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法の改正があり、各市町村内において令和7年3月まで

にこれを策定するように定められております。農地1筆ごとに、誰が農地を管理し、耕作していくかを示した目標地図の作成も求められております。

郡上市では、農地を預かる集落営農組織などの担い手は、農地本体の管理はもちろんですが、のり面の草刈りなどの業務も行っており、農地の貸手側は担い手に全てお任せするという形態が多いようです。

しかし、中山間地域である郡上市では、のり面の面積が広く、のり面管理が担い手の大きな負担となっております。

また、農地を預けた側は、農地への関心や管理義務意識が薄くなり、水路や農道の補修の際の負担金について難色を示されるというようなケースもあるとお聞きしております。

令和6年度から本格的に始まります地域計画の策定ですが、策定に当たっては、地域の担い手、農業委員、農協などはもちろんですが、自治会役員など、また、非農家や農地を預けた方にも参加を呼びかけ、地域の農地は地域の景観を形づくる大切な資源であるとの観点からも、農地に関心を持っていただき、農地維持のために地域を挙げて取り組んでいただける仕組みづくりを構築していただきたいと考えております。

もちろん、1年間で目的が達成できるとは考えておりません。地域計画自体、毎年の見直しが義務づけられていることから、これをきっかけにして、地域づくりの一つとして法に基づいた農地管理を皆さんで考えていただきたいというふうに思います。

続いて、担い手の育成になりますけども、農地を維持していくためには、担い手の育成が重要となります。担い手育成については、大きく新規就農者の確保、家業の農家の継承、農業経営の拡大などがあると考えます。

郡上市では、J A・県などと連携して、トマトの学校を開設、あすなろ塾を実施し、新規就農者確保に努め、就農の際には国・県の補助を活用し、資材費用の一部や就農開始後3年間の就農支援などを行っているほか、就農後5年間は、県・J A・市などで構成します新規就農サポートチームにより技術的・経営的な支援を行っております。

トマトの学校を通じて、これまで10名が就農をされ、そのうち9名が移住者となっております。

トマト農家につきましては、平成20年と比較して、ほぼ同数で推移をしており、産地維持にも大いに貢献しているものと考えております。

こうした取組については、引き続き継続をしながら、他の品目についても検討しつつ、新規就農者の確保に努めてまいります。

また、ひるがの高原だいこんについては、令和5年度から稼働を開始した洗浄設備の活用によりまして、作業において時間と手間のかかる洗いの作業の軽減を図ることで、栽培面積の拡大や品質の向上のほかに、余暇時間の活用が図られることにより担い手の心身の負担軽減も目的として

おり、今後、同施設の活用拡大による担い手・産地の維持・拡大を図ってまいります。

また、畜産業につきましては、畜産業に就農するためには初期費用が高額なのがリスクとなっておりますが、空き牛舎を利用することにより初期費用を抑えることが可能となります。令和4年度に和牛の繁殖農家として新規就農者がございましたけども、廃業した牛舎を継承して就農を行ったということでした。

こうした廃業農家と新規就農希望者とのマッチングを推進していくとともに、獣医師、また、家畜人工授精師といった専門的な職員によるきめ細やかな技術指導により、新規就農者の支援を行っていきます。

これまで多くの農地を守っていただいた集落営農組織をはじめ、担い手についても高齢化、担い手不足などの問題を抱えております。市では、地域計画の策定に合わせまして、担い手の皆さんの課題をお聞きしながら、集落営農組織の合併の提案や、これまで点在してありまして移動に時間のかかった農地について、担い手同士で話し合うことなどして、作付地の交換などで、できるだけまとめて作業効率の効率化などを行ってまいります。

また、他市では、のり面管理について、管理法を立ち上げるなどして管理の工夫を行っているところもあります。先進地の事例も参考に、郡上市に合った仕組みづくりも検討していきます。

国では、農業経営基盤強化促進法の改正もあり、担い手への農地の集積・集約を一層進めていく方針であり、郡上市においても、後継者がなく、耕地ができなくなった農地などを担い手に集約する事業を行っておりますが、郡上市の農業では、先ほど原議員もおっしゃられましたけども、兼業農家の役割というものについても重要と考えております。

郡上市の令和3年4月の全農家数3,319戸ございますけども、このうち副業的農家、また、自給的農家合わせまして3,128戸、割合にしますと94.2%になると思いますが、郡上市の集積率30%ということになっておりますので、これから見ますと、いわゆる兼業農家が郡上市の農地を守っておるという現状が見て取れると思います。

こうした兼業農家の多くは、トラクターは所有してはいますが、田植え・稲刈りは、担い手に作業受託というような形でできてありまして、これが郡上の稲作兼業農家の一つの特徴であるのではないかというふうに言えます。

しかし、高齢化等で耕作できなくなり、担い手に預けたいという農地はどんどん増える一方で、それを受ける担い手の数は横ばいというような状況で、担い手が受けられる面積についても限界が近づきつつあるというふうに考えております。

担い手の確保、また、農地の集約も進めてまいりますけども、兼業農家の皆さんには、農業ができるうちは一日でも長く自分の農地を維持していただき、郡上の田園風景を守っていただける一翼を担っていただきたいというふうに考えております。

こうした兼業農家の多くは、稲作により農地を維持しておられます。最近の米貨の低迷は、大規模農家だけではなく、兼業農家の農業にも影響を与え、これに加えて肥料、資材の高騰がダメージを与えております。

米離れ、また、米余りと言われる中で、郡上の米は消費者からの評価も高く、引き合いもあると言われております。これを一層ブランド化して付加価値をつけていくことが必要であることから、市では毎年おいしい米コンテストを開催しておりますけども、こうした取組のほかにも、再生協議会の稲作農家による意見を取り入れながら、県・JAなどと連携して郡上米のブランド化を進めて、郡上の米が高価格で取引されるように努めてまいります。

市内にある青空市場においても、郡上米の販売を積極的に行っておりますし、郡上産の野菜などの販売を行うことで、兼業農家等の農業所得の向上を図っております。これからも青空市場の支援についても行っていくということでございます。

次に、持続可能な農業経営の確立という部分でございますが、持続可能な農業経営のためには、中山間地域である郡上市においては、農作業の効率化が必要になると考えております。担い手同士の調整を行い、作付地の交換などで、できるだけ農地をまとめ、作業効率化を図ってまいります。

あわせて、鳥獣被害対策も行っていきたいと考えておりますし、人手不足に対しては、スマート農業の活用を進めて、国・県の補助金を活用して、ラジコン草刈り機や、また、ドローン、そうしたスマート機械の導入費用の支援も考えていきたいというふうに思います。

また、農業施設についても老朽化が進んでおまして、水路など、老朽化による漏水などで、末端まで必要な水が行き渡らないというような課題も発生しております。農業用の水路、また、農道などの改修についても地域の合意形成を経て、国・県の支援制度を活用しながら計画的に行っているところではございますけども、今後も継続して実施してまいります。

それと、現在、温暖化ということで、毎年猛暑と言われる暑い夏が続いております。コシヒカリなどでは高温障害が出ておるということで、コシヒカリと同等に、食味のよい品種で、高温に強い品種への転換など、米をはじめとして、各農産物で暑さに強い品種導入の検討・研究も進めていきます。

それと、畜産についてですけども、現在進めています畜産公共事業の担い手育成総合整備事業を活用して、畜舎の建設や草地造成について生産基盤の強化を行うとともに、県単事業の強い畜産構造改革支援事業などを活用して機械整備を行い、自給飼料生産機械の導入による生産コストの削減や、自動給餌器や分娩監視装置など、スマート農業の導入により省力化を推進して、飼育頭数の維持・拡大を図ってまいります。

販売戦略の強化という点ですけども、郡上市から系統出荷で多くの野菜が市外に出荷をされておりますが、現在、2024年問題が言われております。輸送コストの増加、形態が大きく変わろうとし

ております。

大阪の市場、また、中京の市場でお話を聞く中では、今後、遠距離の産地ほどコストがかかり販売条件は厳しくなるということから、郡上の産地に期待するところは大きいというお話でございました。

こうした有利な条件を生かし、ひるがの高原だいこん、また、高鷲の花弁、また、夏秋トマトなどをはじめとします市場出荷の郡上の農産物、これを県・JAと連携して、市場に対して取引拡大を働きかけながら、増産と品質の向上に努めていきたいと考えております。

加えて、清流長良川など豊かな自然環境イメージを、環境分野とともにPRをいたしまして、「郡上」というネームバリューを高めて、そして、安心して安全な農産物を栽培することで、郡上の農産物のブランド化を進めて、販路の拡大や他産地との差別化を図っていきます。

また、郡上の農畜産物の輸出についても、飛騨牛を中心に県とともに可能性を探ってまいります。

先ほども気候変動の話もしましたが、これ、また逆にですね、郡上市で栽培できる作物が増える可能性もあるというふうに考えますので、農家所得が上がる作物の研究も行っていきたいと思っております。

また、飛騨牛の産地でもある郡上市でもありますけども、その中でもう一つ高みを目指して品質のよい牛の導入、また、生産を行って、市や農家、関係機関が一緒になって、4年後の全国和牛能力共進会に郡上の牛を出品すべく取組を開始しておるところであります。

地域の農地は、地域の景観を形づくる大切な資源であるという観点からも、これまでは農家担い手任せであった農地についても、皆さんに関心を持っていただくことが大切で、農地維持のために地域を挙げて取り組んでいただける仕組みづくりを構築していただきたいというふうに考えております。

そのためにも、地域計画の策定を一つの契機として、農家・非農家も含めて、よく地域で話し合いをしていただくということが重要になります。人口が減る中で、例えば稲作を行う農地と、それ以外の農地で果樹などを植えて、それを地域で活用するなど、地域の状況に合わせた農地の利用方法が計画に盛り込まれることを期待しております。

加えて、農産物の産地の維持・拡大のため、郡上米、ひるがの高原だいこん、飛騨牛などの郡上産農畜産物のブランド化の向上に市も努力してまいります。

美しい郡上の田園風景を次世代に残し、農畜産物の産地として継続していけるよう、市も県やJAとともに連携して施策を進めてまいります。

世界情勢、また、気候変動、価値観の多様化など、私たちの周りは目まぐるしく変化をしておりますが、人々の生活の中の根幹を支える農林水産業の価値は、私は見直されると期待しております。市民の皆様には、今後とも郡上の施策に御協力を頂きたいと思っております。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) ありがとうございます。部長さんからは、農業の再構築といいますか、郡上市の将来に当たって熱く語っていただきました。ありがとうございます。私も共鳴する内容ばかりで、うれしく聞かせていただきました。

そこで、この人口減少、少しでもお時間を欲しいんですが、人口減少につきましては、このままずっと減っていくばかりということはなかろうか、どこかで止まろうかと思いますが、まだしばらく人口減少は続くかと思えます。

今の時代、5年先、10年先ぐらいはまだ見れるんですが、20年先、30年先を見通そうと思うと難しい時代になってきております。

したがって、50年先の人口減少を心配するというのはちょっとということも思いますが、当面5年、10年の間にも人口は減っていくと思いますので、そういった内容の中で、集落をいかに維持していくか、農業だけじゃなくて、集落維持ということも大変になってこようかと思えます。

今、部長の答弁の中にもありましたように、私もうれしく思いますのは、まずは農地を守ってくれる農家、いわゆる第2種兼業農家であってもいいんですが、そういう農家も見捨てないで、しっかりと支援をしていってほしいというのと。

また、販売を目的にしておる農家については、再度区画整理して、大きな規模での経営ができるようにというようなことで、二極化するかとは思いますが、ただ区画整理するだけじゃなくて、今申し上げましたように、小さなものは小さなもので何とか維持していただくというようなことで進めていただければありがたいというようなことも思えます。

また、市が進めておられます小さな拠点づくり、今、構想をいろいろと検討していただいておりますかと思いますが、この中にこういった農業の関係もしっかり入れていただきまして、将来の計画は立てていただければありがたいということを思えます。

それら、今答弁で聞かせていただきましたことは、私の共鳴することばかりですので、大変うれしく思っておりますが、しっかりと農業経営をこの先も支えていただきますことをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時10分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 野田勝彦議員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番、日本共産党、野田勝彦でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初にですが、教員の先生方の労働環境の現状と課題ということでございます。

実は、大変失礼に当たるかもしれませんが、この8年間で私、この質問3回目になります。2016年と19年でしたか、そして今回、3回目であります。担当者もお変わりですので、改めてこうして伺いますが。

というのは、もう一つは、教員の労働現場といいますか、仕事の内容は本当にブラックであると一時ずっと言われてきましたのですが、その後もあまり変わりばえがしていないようです。

依然としてやっぱり過酷な勤務状況というのがありましてですね。最近、後からも御答弁いただく予定ですが、先生になりたいという若者が減ってきていると、大変残念で、これは重大な問題ではないかと思えます。そんなことも含めて3回目の質問をさせていただきます。

1番目は、まず、市内の先生方はどんな状況に置かれていらっしゃるのかというデータのなところを中心に御答弁いただきたいと思いますが、4項目予定していますといいますが、伺いたいと思います。

まず、第1点は、教員の中にはいろんな、正規の採用の教員、それから常勤の先生方ですね、それから非常勤、中には再任用の方ももちろんいらっしゃるんですが、そういう、これ職種別と言ったらいいでしょうか、その人数の構成比ですね、それを伺いたいと思います。

なぜこういう質問をさせていただくかといいますと、基本的にはやっぱり教員は正規採用で、きちっと身分的にも生活も保障される中で働いていただくと、これが一番いいと思います。ただ、郡上市のように、細切れの学校といいますかね、小規模校がたくさんあるところは、そうは簡単にかんという事情も多々ありますので、市の場合はどれくらいになっているんだろうかと。

2つ目ですが、これは今日、私一番大きく取り上げたいんですが、先生方お一人当たりのこま数です。このこま数というのは、1週間に何時間担当しているかという持ち時間数を通称こま数と言うんですね。

実は、これも説明の中であるかもしれませんが、今現在、学校は5日制になりまして、1日6時間の授業を普通やっております。特例的に7時間という場合もあるかもしれませんが、6ですね。そしたら5・6の30時間が最大持ちこま数になるはずですが。これは1時間の休憩もなしに、1日6時間ぶっ続けの授業をやると、大変過酷なことなんです、これは幾ら何でも無理ですよ、30時間。

そこで、これが今どれくらいになっているかというのを、ちょっと皆さん方も聞いて目安にしていきたいと思います。目標は、私は20。10時間の開きがここにあるんですが、20を目指すべきではないか、あるいはそれ以下でももちろんいいですけどね。そういう内容でこま数を問題にしたいと思います。

それから、朝出勤され、登校されてから退勤されるまでの時間は一体どれくらいになるだろうか。随分、長時間の労働といいますか、勤務が続いていることが多いと思いますので、これがどれくらいになっているだろうか。俗に言うところの過労死ラインは月80時間の残業といいますか、時間外労働が一つの目安になるんだと、80を超えているでしょうか、それとも超えてないでしょうかというね、この辺でございませう。

最後に、教員採用試験を受ける若者たちはどうなっているのでしょうか。この4項目を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えさせていただきます。

まず、教員の職種別の人数の構成比でございますが、令和5年度の郡上市内の小中学校全体の正規の教職員数は337人です。正規の方です。教職員全体の76%です。

講師など臨時的に任用しておる教職員は55人で、教職員全体の13%です。こちらにつきましては、4月1日において正規の教職員に産・育休でありますとか、病休及び休職者が在籍、当初から欠員がある場合に臨時的任用の教職員を補充しておるためでございます。

また、児童生徒によりよい教育環境を提供するため、様々な種別の非常勤講師も配置しております。少人数指導担当でありますとか、支援が必要な児童生徒へのサポートを行う適応支援員などで、令和5年度では郡上市全体で49人の非常勤講師が配置されております。これは教職員全体の11%に当たります。

次に、1人当たりの週の持ち時間数についてでございますが、フルタイム勤務者の1週間当たりの授業の持ち時間数の平均は、小学校教員が23.3時間、中学校教員が17.9時間、小中全体で21.4時間でございませう。

なお、最大の持ち時間数につきましては、小学校教員で29時間、中学校で24時間でございませう。

令和5年10月に文部科学省が発表しました全国の授業の持ち時間の平均値は、小学校が23.4時間、中学校が17.6時間でありましたので、郡上市はほぼ平均並みと言えらると思います。

続きまして、出勤・退勤のチェックの仕方から御紹介いたしますと、今年度よりティーコンパスという校務支援システムを用いまして記録をしております。教職員室の入り口に設置されたタブレットの画面の自分の名前をチェックすると、出退勤の時刻と勤務時間が記録されることになってお

り、時間外勤務をした場合は、翌日その理由を個人で記録するようにしております。

校長・教頭、管理職は、校務用のパソコンからティーコンパスに入って、全職員の勤務時間の一覧表を見ることができますので、長時間の時間外勤務が続いている教職員に声かけ、業務量の適切な管理を行っていただいております。

次に、実労働時間についてでございますが、教職員の通常の勤務時間につきましては、7時間45分に時間外勤務の時間を加えたものとしてお話をさせていただきます。

4月から10月までの月当たりの1日の平均実労働時間は、小学校で9時間27分、うち時間外勤務は1時間42分でございます。中学校では10時間、うち時間外勤務は2時間15分となっております。

次に、最後になりますが、教員採用試験、受験者数及び倍率の推移でございますが、2024年度岐阜県教員採用試験では、受験者数が1,852人に対し2次試験合格者数は549人、合格倍率は3.37倍で、4年ぶりに3倍台に回復いたしました。

小学校教諭は受験者数が499人で、前年度より14人増、217人が合格。中学校教諭は受験者数が463人で、前年度より3人減、141人が合格しました。全体の受験者も前年度より57人増えております。今年度は過去5年間で最も受験者数が落ち込んでいた2022年度と比較し、回復傾向が見られました。

岐阜県教育委員会では、教員のさらなる確保に向けて、次年度の教員採用試験の日程を約1か月程度前倒しするとともに、1次試験の受験者を大学3年生まで広げる予定でおります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

(9番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 詳細にありがとうございます。

伺いますと、本当に深刻な事態というのはこの数字からは伺えないと思います。これは郡上市だからという面もあるかもしれませんが、県下全体では、全国的にもこういう傾向になっているのかもしれない。

この数字で見るとそんなに深刻ではないですが、ただ、勤務時間の長さについては、やっぱり依然として平均的にも2時間ぐらいまでの残業と申しますか、時間外勤務があるということであります。

このこま数についてもですね、先ほど申し上げましたこま数についても、そんなに課題ではなしに、もう一息頑張れば20時間を切るんじゃないかというふうに思われるんですが、ぜひともこれは改善をしていくべきだと思います。

ただですね、1958年に教員1人当たりのこま数というのは法律で決められているはずで、58年ですから私が中学の頃ですかね、それからずっと変わっていないんです。

そのときに週のコマ数が24コマというふうの一つの標準がつくられています。当時はもちろん土曜日半日授業でしたから、思い出すと、今、昔、半ドンと言ったんですよね。これ御存じですか、半ドンって。懐かしい言葉ですがね。何かドンタクという意味だそうですね、お祭りというか、休みという。

あの土曜日4時間の授業があつて、なお24コマですから、これがその後、学校5日制になって随分長くなりますが、それでもやっぱり変わっていないんです。ということは、土曜日の4時間分がほかに集約されて大変厳しくなつたと。

加えて、当時なかった教科、例えば外国語、道徳もなかったんですね、昔ね。これが加わっているわけです。そうしますと、コマ数は24で仮に増えんとしても、新たにまだ経験のない教科の教材研究もどんどんやらなきゃならんという過酷な事態といえますか。

おまけに、最近どんどん話題になっておりますのが、不登校ですね。あるいは、それも予備的な子どもさんたちね。こういうところの指導といえますか、関わりの時間がとても増やされてきているんです。そう考えると、この数字的なところだけではなしに、先生方の仕事の内容というのは非常に多岐にわたり濃密になっていると、これを考えなければならぬと思います。

それから、もう一つ重要なことは、これも前回の質問でも伺ったんですが、郡上市の職員の方々にも伺ってもこれしょうがない面があるんですが、要するに給特法という法律ですね。教員について、時間外労働は給料の4%を加算することで、あとは働かせ放題と、ちょっとお言葉はふさわしくないかもしれませんが、どんだけ残業しても手当は全く変わりませんと、こういうのが導入されて大分長いんですが、給特法と言います。

これは、先ほどありましたように、月80時間の残業が続くというような非常に深刻な事態を受けている。改正の必要がやっぱり叫ばれているんですね。どうしても過重な勤務というのは、教員そのものを増やさなければならぬんですが、増やさなくても、しのげる方法がこの給特法だったわけです。

これは早急にやっぱり解消して、時間外労働はきちっと労基法の規定に従うべきだと私は思っておるんですが、また、そういう声もたくさんあります。それによって、そうしなければ、なかなか教員の勤務は変わらんよという、そういうところですね。

こういういろんな問題があるんですが、多くは国の政治の在り方や法律によらなければ解決できない問題もたくさんあります。ですから、郡上市だけの努力には限りがあるということを前提にしながら、次に伺いたいのは、こうした長時間労働を努力すれば減らせるのではないだろうか。

例えば、部活動に関わる時間というのをもっと精選できんだろうか。あるいは、家庭訪問を結構頻繁に行わなけりゃならん事態というのは何とかならんだろうか。

あるいは、表には出ないでしょうが、自分の自宅へ仕事を持ち帰って処理をしなきゃならんよう

な事態、これは今、持ち帰りは駄目ですよという指導があると思いますので、なかなか、私持ち帰りましたなんてことは言えませんがね。そういう意味では、支障のない限りで結構うちでも仕事をしていらっしゃる先生方も多いのではなかろうかと思っております。

そんなことも含めて、郡上市の努力で頑張って改善できるかどうかはどのようなところだろうか、その見通しをちょっと教育長のほうに伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） 教員の仕事が日々の教材研究や授業準備に加え、いじめ対応や不登校児童生徒のケア、保護者対応の難しさ、中学校においては部活指導など、その業務が多岐にわたり長時間勤務を強いられることから、いわゆるブラック労働などと呼ばれる社会的な問題となってまいりました。

次長の答弁にもありましたが、超過勤務の実態をつかむために、教員の労働時間を教育委員会に報告するシステムも構築されています。

郡上市においても、かつては全国と同様、また、それ以上に遅くまで学校にいる教員もおり、学校の職員室の電気が深夜までついているということもよくありました。

教職員の時間外勤務の状況は、毎月の美濃地区教育長会でも必ず報告されます。月80時間以上は、議員も言われたように過労死ラインなどと言われることもございますが、10年以上前は郡上市においても教員の月80時間以上の長期勤務はかなり見られました。特に中学校は多かったです。遅くまで学校にいる教員が熱心なよい教員だと思われていたこともあります。

公表されている美濃地区の教職員の時間外勤務の様子は、今年度、令和5年度は、9月までの状況ですが、80時間以上の超過勤務の教職員は、少ない月はゼロ%、多い月で7.9%です。7、8月が少なく、4月が多くなっています。

持ち帰り等は、先ほど議員も言われましたように原則個人情報の持ち出し禁止のこともあって、以前より確実に減っています。ただ、令和4年度と比較すると、4月は6.9%から7.9%と少し増えております。これは若い先生が多くなり、年度当初の準備や学校の勤務に慣れるのに時間がかかるのが要因に上げられます。郡上市もほぼ同様の傾向と考えます。

県教委は、月45時間以上の時間外勤務をゼロにするというさらに上の目標を掲げて、各学校に取組を求めています。45時間以上の状況を見ますと、本年度は、少ない月は0.1%、多い月は53.9%、半数以上あり、まだまだ十分とは言えません。

単に時間だけでなく、議員が心配されるようにストレスの多さが心身の健康面に影響を与えていると考えます。

郡上市では、市内の教職員を対象に毎年ストレスチェックを実施しています。今年度の郡上市教職員のストレスチェックの結果は、「仕事の内容や手順をある程度自分で決めることができると感

じているか」については、全国平均よりも高く、よい状況にある。「上司や同僚から支援を得られているか」についても全国平均よりもかなり高い。考察からは、郡上市内の小中学校はおおむね同僚性の高い、働きやすい職場であると考えられます。

しかし、そのような中でも、精神疾患で病休、休職に至る教職員はいます。特に若い教職員にその傾向が多くなっており、今年度も20代の教職員で複数の退職者がありました。

郡上市においての課題は、全国同様、深刻な教員不足です。常勤講師として勤務できる人材が減っており、休職・退職した教員の補助が難しい状況です。4月当初、郡上市内の小中学校の教職員は、何とか欠員が出ることなく配置することができました。これは県内ではまれなことです。

しかし、年度途中で産育休、病休など長期休業を取得する教職員が出ますと、補充者がなかなか見つからず、教員の補充ができない学校もありました。教育委員会としても、未補充にならないよう、ハローワークはもちろん、至るところに声をかけ探していますが、それでも教職員が見つからず、補充できないことで、さらに先生方の負担が重くなると心配しています。

また、長時間の超過勤務をする教職員が固定化している傾向にあります。これは、どうしても頼りになる教職員に大変な校務分掌が行くことも要因の一つです。皆で分掌を分け合うことが原則ですが、学校運営や子どもたちのためを考えると校長も悩むところでもあります。

校務分掌を分け合うためには、教職員全体の指導力向上が必要です。教育委員会としても、今まで以上に効果的な研修のやり方を求めてまいります。

よい事例もあります。郡上市教育委員会は、大学と連携して教育実習の場を積極的に提供しています。来年度は、かなりの数の郡上市出身の学生が地元の小中学校で教育実習を受ける予定です。苦しさだけでなく、やりがいを感じる実習となるよう努めてまいります。

また、昨年度からは、ミニ教育実習として、高校生が市内小中学校で授業や行事のサポートを行いながら教職員の働く姿を見たり、子どもたちと触れ合う事業がスタートしています。教職に魅力を感じ、将来教員を目指す学生を一人でも増やしたいと考えています。郡上が好きで教員を目指そうとしている学生が増えていることは大変喜ばしいことであり、これは今まで取り組んできた郡上学の成果であると考えています。

働き方改革の狙いは、教員が心身ともに健康で元気な状態で子どもたちに接することが子どもたちの幸せにつながるということです。郡上市が取り組んでいる学校部活動の地域クラブ化も、少子化で部活動自体が成立しないこととともに、教職員の負担を少しでも軽くして日常の勤務に全力を挙げていただく狙いがあります。

おかげさまで、郡上市は、郡上市になった20年前から土日は地域の指導者に協力を頂く仕組みづくりに取り組んでおり、まだまだ課題はございますが、県下ではそれができつつある地域です。教員の働き方改革、労働環境の改善は一朝一夕には解決しない課題ですが、郡上市の子どもたちのた

めにも一歩でも前に進めるよう、地域と連携しながら取り組んでまいり所存でございます。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) ありがとうございます。現場の先生方を様々な意味でサポートする立場としての悩みの吐露というようなところで私、今伺ったんですが、でも、若い先生方が大いに希望を持ってこの仕事に就かれるような、いろんなこの取組がされているというところに明るい展望を感じました。

ただ、やっぱり今おっしゃったように、先生方が健康で明るく元気で、言ってみれば伸び伸びと仕事をしてくださるということは、何よりも子どもたちにリターンしていくことであると、私はそう思います。

やっぱり担任の先生が途中で変わっちゃったというのは、いろんな意味でショックでしょうしね、こういうことは避けるためにも、できるだけやっぱり御努力をぜひともこれからも続けていただきたい。よろしくお願いします。ありがとうございました。

2つ目の質問に移ります。配食・見守りサービスの現状と課題ということで伺います。

高齢者の方だけが自宅で、在宅で生活をしていらっしゃる。あるいは、その中でも特にお独りになると、これは本当に大変な事態であります。結構これは可能性のあることでして、実際に多いのではないかと。私も含めて身の回りを見てみますと、やがてはそうなるんじゃないかと、こういう方随分いらっしゃると思うんですね。

こういう方々にとって、定期的に食事を届けていただけるということは、いわゆる配食サービスですね。これは、言ってみれば、自分のうちで生活できる最後のよりどころと言ってもいいんじゃないかと、自分では料理ができなくなり、炊事ができなくなる。危ないということもありますしね。そうなったときには最後のよりどころになるのではないかと。この大切な、本当に最後のとりでに近いような状況の仕事であると思います。

ところが、考えてみますと、この配食というほど難しい事業はない。まず第1点には、単価をそう高くできないですね、食事の単価ですね。できるだけ安くしなきゃならない。量的にはそんなに大量に何十、何百、何千なんて生産するわけにはいかない。量は非常に限定されています。

それから、配食先はばらばらです。これがまとまっておればまだしも、全く関係なしにばらばらです。特に洞の奥のほうの遠いなんてところもありますから、こうなるとますます配達にも特段の努力が要ると。

こうして、本当に営業的にはこれは最悪の状態ではないかと私は思うんですが、こういうことに関わらず、こういう配食サービスをやっていただき、加えて行政に協力する形で見守りも一緒にやっていただくということに、本当に頭の下がる思いであります。

ところが、こうした現実の中で、今、配食の業者さんが経営上いろんな困難を抱えていらっしゃるということを耳にします。それは当然あり得ることであろうし、また出てくることであろうと思うんですが、逆に言うと、配食を受けていらっしゃる高齢者の方々には生活上の危機的な状態でもあると。食事が届かなくなるということは、本当に大変なことですよ。

こういうことを考えると、この事業がスムーズにいかなくなることは何としても避けなきゃならんとは思いますが、その実態はどうなっているのかを伺いたと思います。これが第1点です。

それから、引き続きで御答弁いただいて結構ですので、もう一点は、現在の配食業者はどれくらいいらっしゃるって、その担当地域はどういうふうになっているのかというようなこともですね。

これと、事業者が経営上うまくいなくて撤退、あるいは事業縮小なんていうこともどういうふうな形で出てきているのか、この辺に対して将来的にはどういうふうな展望を持って対応されるのかという、大変難しいと思いますが、こういう観点でまとめて質問をいたしますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、まずは、現在の配食業者と、その担当地域、あるいは価格や補助の金額、見守りサービスの現状についてお答えをさせていただきます。

配食・見守りサービスは、自宅での調理が困難な高齢者に対して定期的に弁当を届け、配食事業による見守りを行うことで、健康の維持と自宅での生活の継続を支援することを目的に行っております。

この配食・見守りサービスは、現在、市内の4事業者と市外の1事業者に委託して実施しています。各事業者の配達地域については明確に決まっているわけではありませんが、2つの事業者は市内の広範囲にわたって配食を展開しており、残りの3つの事業者は、おおむね旧町村の範囲を配達可能エリアとしています。

配食・見守りサービスの実績につきまして、令和4年度における利用者数は194人、配食数は延べ2万7,626食となっております。

事業者が提供する弁当の価格は、内容によって多少異なりますが、500円前後となっております。これに対しまして、市からの公費支援としまして、1日1食につき270円を事業者に支払っています。内訳としまして、250円は弁当代の負担軽減分、20円は見守り手数料となっております。このことによって、利用者は実際の価格の半額相当で食事の提供を受け、見守り支援を受けられる仕組みになっています。

見守りにつきましては、事業者が弁当の配達を行う際に、利用者に声をかけていただき、生活の様子を見ていただくこととしています。

事業者からは、多くの方へ弁当を配達しているため、見守りに十分な時間をかけることができない

ということも伺っておりますが、例えば、前日に配った弁当がそのままになっている、いつもは配達のときに家に見えるのに、今日は不在にしているなど、業務を行う中で細かなことでも気になることがあった場合は、市へ連絡を頂くことで見守りとしています。

事業者から市へ通報があった際には、地域包括支援センターで受け付け、直ちに親族、担当ケアマネジャー、民生委員等への確認を行うとともに、必要に応じ自宅訪問を行って本人の状況を確認するなどの対応を行っております。

一例を申し上げますと、ある利用者について、前日の弁当に手がつけられていなかったという情報が事業者から市に入り、ケアマネジャーと家族が訪問して確認をしたところ、利用者は腰痛により動くことができない状況であったため、病院へ搬送し、処置を受けられたということがありました。

このように、事業者の皆様には、忙しい配達業務の傍らで見守り機能を担っていただいていることに対して大変感謝をしております。

以上、述べましたとおり、配食・見守りサービスについては、栄養改善と見守りといった目的意識を持ちながら、事業者との連携による取組を進めております。

続きまして、現在の配食事業者の経営状況、あるいは撤退の状況というような御質問であったかと思えます。

御指摘のとおり、郡上市においても、近年、配食事業者が配達エリアを縮小する動きが出てきています。このことによって配達ができない地域が発生しているという状況にあります。現在、配食・見守りサービスが行われていない地域は、八幡町小那比地区、西和良地区、白鳥町石徹白地区、明宝小川地区、和良町上土京地区、上土京地区などとなります。

配達エリアの縮小について、事業者からは配達員の不足、燃料費や材料費等の高騰などで事業の運営が困難となっており、特に採算性の低い地域への配食を停止せざるを得ない状況であるとの理由を伺っているところです。

市としては、毎日の高齢者の食事が届かない状況を重く受け止めており、事業者から配達エリアを縮小するなどの連絡を受けた際には、その都度できる限りの調整を行っております。

高鷲地域を例に申し上げますと、市内の事業者が令和5年4月から配食を停止することとなった際には、高鷲地域協議会、高鷲地区社協とともに配食・見守りサービスを継続できる方法を検討する会議を何度か開催し、住民と一緒に問題解決に当たってまいりました。

結果的には、即時に新しい仕組みをつくることは困難でしたので、近隣の自治体からの情報収集を行いまして、市外の冷凍弁当の配達業者に依頼をすることとなりました。

採算性の低い地域への配食の提供を安定的に行っていくための体制づくりや、公的な支援の在り方について事業者との協議を行ってまいりましたが、採算性の問題とともに配達員の人員確保が厳

しい状況が続いていることが課題解決の困難性を増している要因であると認識しております。

実際に配食が停止となった地域の状況につきましては、離れたところに住んでいる家族に毎日食事を届けてもらっている方、また、宅配業者が届ける冷凍弁当で対応している方も見えますが、中には余儀なく施設入所となられた方もあります。

こうした状況の中で、現在、市では配食・見守りサービスが実施できていない地域について事業者の公募を開始いたしました。こうした動きの中で新たに配食・見守りサービスの担い手として手を挙げられた団体もあり、八幡町西和良地区、和良地域への配食実施が来年1月から可能となったところです。

今後は、人材確保や物価高騰への対応も含め、事業運営をより強く後押しできるよう、公費支援・支弁額の見直しについて検討したいと思います。これによりまして、利用者の負担を抑えつつ、事業者が適切に価格の引上げを行うことで、事業運営の安定化を目指したいと思います。

一方で、近隣の市においても、事業者が撤退し、既に配食・見守りサービスが実施できない地区が大半となっている状況も見られます。

郡上市でも今後、事業者による配食ができない地域が拡大することも考えられますので、ほかの手段として、地域づくり団体による配食の実施や近所の皆さんが集まって食事をする機会をつくる取組、近隣の支え合いの中で食事に困っている高齢者に食事を届ける取組など、住民の皆さんと一緒に食と見守りの支援の在り方について検討を進め、高齢者が安心して在宅での暮らしを続けていくための持続可能な仕組みづくりを目指していきたいと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 5分前が近づいておりますので、ちょっとコメントを加えたいところですが、ありがとうございました。大変な事業ですので、できるだけ、やっぱり市の支援がいかにか大事かということだと思います。どうかよろしくお願いします。

3番目ですが、法改正にありまして、今年の4月から自転車に乗る場合はヘルメットが義務化された。罰則はないんですが、義務ですから、これで人も着用しなければならないんですが。最も、ヘルメットを着用しているときとしていないときでは、事故による死亡率が2.4倍高いと、だから非常にヘルメットの効果は大きいぞということはよう分かりますので、これはぜひともやっぱり着用すべきだと思います。

そこで、私、調べてみたんですが、ヘルメットの値段ですね、安くても3,000円はかかります。これどれぐらいの強度あるのかよう分かりませんが、実験したことはありませんので。でも、それなりに一応耐えられると思いますが、高いほうですと1万円か、あるいはそれ以上あるかもしれませんですね。ちょっとデザインも良くなって、カッコよくなるんですが。

そんなに高いのでなくても、何とか市のほうで補助をしながら着用率を高めるということを考えていただけたらどうか。

結構、県や市・町では、これ始めているところもあるんですね。例えば県のほうで1,000円補助するよ、あとは自治体で頑張ってくださいなんていうところもあるようですし、そういう点で、そんなに大きな額でなくても、市が応援をしているよ、支援しているということをやっぱり示すことは大事じゃないかというわけで、ぜひともこの支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

県内自治体のヘルメット購入補助制度について調べさせていただきましたところ、11月現在で1市4町の5団体が制度を設けておられます。内容は、全ての団体が補助率は2分の1、上限は、4町が2,000円、1市では購入店舗で差を設けておられまして、市外店舗での購入が2,000円、市内の店舗での購入が2,500円と格差をつけておられます。

議員御質問のヘルメット購入補助につきましては、当市でも令和5年度の当初予算編成時において検討した経緯がございます。導入しようかしないかということでございますが、しかしながら、小中学生においては学校がヘルメット着用を指導されまして、多くの児童がヘルメットを購入済みであるということから、補助制度を始めることで、その前後の公費負担の公平性に課題があると、かように考えたところです。

また、ヘルメットの種類について法的に安全基準を満たす着用義務はございませんけれども、基準を満たすものであっても比較的安価に、議員御指摘のとおり3,000円台程度から購入できるというものもあるようです。

また、岐阜県でも本年度予算編成において補助制度を検討されたようですが、これを見送ったと、そういった経緯もございまして、これらを勘案して当市でも制定を見送ったという経緯がございます。

県内自治体でも制度を設けている自治体は少ない、そういった状況と今ほどの検討結果から、現時点で補助制度は考えておりませんので御理解いただきたいと思っております。

まずは、身を守ることを目的としてヘルメットは重要であるという意識づけが重要であると考えますので、引き続き、全世代に向けてのヘルメットの着用を含めた自転車安全利用の啓発を行ってまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） お考えは取りあえずはないようですので、県のほうでも見送っているということだというわけですが、県が見送ったんなら我が市ではという発想もぜひとも取っていただければと思います。

確かに小学生・中学生の諸君は、学校の指導もあって着用率は高いですが、今問題になっているのは高齢者の方々ですね。どうしても車に乗れなくなると自転車に頼らなきゃならない。非常に高齢者の自転車は不安定である。これから結構出てくるんじゃないかなと、こういうトラブルはですね。検討を引き続きお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

（午前10時59分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 長岡文男議員

○議長（田代はつ江） 2番 長岡文男議員の質問を許可いたします。

2番 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日は3点の質問を用意しておりますけども、まず最初に、ふるさと納税についてということで、ふるさと納税、この納税の増収のための対策、それから数値目標ということで質問をさせていただきます。

令和4年度の実績によりますと、郡上市におけますふるさと納税額、寄附件数につきましては1万2,819件、寄附金額は2億5,410万3,000円となっております。

総務省の23年版の自治体オープンデータというのがございますけれども、そのデータによりますと、岐阜県ふるさと納税金額ランキング、県内の1位は関市であります。関市が48.84億円、48億円ほど、それから、第2位が高山市、39.39億円、39億円、それから、第3位が飛騨市で18.96億円ということでございます。一番の最下位が坂祝町ということで、127万円というふうになっておるところであります。

郡上市は県内42市町村の中で、順位としては18位です。私は、そこそこ健闘しているんじゃないかというふうに思っております。

ある新聞記事に、寄附金額、寄附額の増加は企業努力ならぬ役所努力、その成果や、あと返礼品

の中にヒット商品がどれだけあるかということ、それが大きな理由ではないかというふうに書いてございました。市の対策としては、ふるさと納税を扱うネット上のサイトの数を増やすこと、それから、返礼品の種類でありますとか、そうした種類の増加でありますとか、新商品の開拓、そういったことが考えられると思います。

私が今日、タブレットの中に写真を撮って載せておりますけれども、こんな納税の方法があるということで紹介をこの写真でさせていただいておりますけれども、県内ですね、恵那市とか白川町なんでありますけれども、ゴルフ場や道の駅に、ふるさと寄附用のタブレット、この写真に載せておりますタブレットをですね、これは白川町の道の駅なんですけど、道の駅にこういったタブレットが設置してあります。

そして、道の駅、あるいはゴルフ場にもあるわけなんですけど、ゴルフを楽しまれた方であるとか、観光でそういった道の駅に寄られた方が、その場で端末からですね、ふるさと納税の手続をするということで、そして、その場ですぐに返礼品も受け取れるような、そんなシステムになっております。

このシステムはですね、民間事業者が行っている現地ふるさと納税という、そういうシステムがあるそうなんですけども、そういったものをこの白川町であるとか恵那市では取り込んでみえるということでございます。

私は、白川町の役場の担当の方にお話を聞きましたけれども、この導入に係る費用は無料だということであります。手数料はちょっと分かりませんが。

それで、今現在どのぐらいの実績があるんかということもお聞きしましたが、私が行きましたのは10月で、これを導入したのが9月ということで、まだ期間が短くて数件しかないというお話でございましたけども、こういったふうに、いろんな形で取り組んでみえる市町村があるということでございます。

ふるさと納税のこのルールが、今年の10月に変更がありました。返礼品は寄附額の3割以下ということがございましたけれども、そうしたことに加えまして、返礼品プラス経費の総額が5割以下、そういうふうに変わってきたわけでございます。

そんな中で、駆け込みというかですね、ちょっと慌てて納税をするというような、そうした駆け込み需要というか、そういったことが増えておるよというお話もお聞きをしておりますけれども。

そこで、本市におけますところの今後の、ふるさと納税の増収のため、どのような対策を講じられるのか。また、今後、この税額につきましてどのような数値的な目標をお持ちなのかお伺いをしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の寄附増収のための対策についてでございますが、市では、これまで新規返礼品の追加でございますとか、掲載するふるさと納税専用のポータルサイトを増やすなどして、寄附の機会の増加を図っております。今年度は、新規返礼品としまして、これまでに7つの事業者が新規で参入されておりますし、新たな返礼品は国の承認待ちを含めまして34件を追加しております。

11月からでございますけども、dショッピング内のふるさと納税百選というポータルサイトを追加しまして、現在5つのサイトで展開をしております。

今回御紹介いただきました現地決済型ふるさと納税システムも、寄附獲得のための新たな手法の一つで、ゴルフ場以外にも宿泊施設、各種体験施設などで設置例があり、様々な事業者によって同様のサービスが提供されております。

これらは初期設置費用やシステム導入でありますとか、設置対象の施設や寄附成立時の手数料割合など、サービスや必要経費に一長一短がございます。

市としましては、今後も総務省のルールを遵守しつつ、各種多様に展開されているサービスの中から、郡上市の地場産品や観光体験等の魅力が発信でき、寄附獲得にもつなげられる最も適した仕組みを有しているサービスの採用を検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、寄附額の目標についてということでございますが、まず、寄附額の推移でございますけども、郡上市では平成20年度の運用開始後、徐々に寄附額を伸ばしてきております。

中でも令和元年度に、返礼品は地場産品に限り寄附額の3割以下に設定するなどの規定が追加されたということから、郡上市は観光地としての知名度もあるというようなところで、寄附額が前年度の2倍を超えるなど急激に件数と金額が伸びております。

目標数値につきましては、前年度までの推移等を参考に設定しておりますが、近年、全国の自治体で寄附獲得の取組が加熱してきているというようなところで、増加率も鈍化傾向にあるというようなところから、今年度は前年度予算の約1.1倍、1万4,500件、2億9,000万円を目標として予算計上をしております。

今年は10月から地場産品の基準でございますとか、寄附額に対する経費の割合の順守について国がルールを厳格化するというような報道がなされたことから、9月に年末並みの駆け込み寄附が発生した後、10月、11月には減少するという例年にない推移をしております、寄附額の予測がつかない状況に陥っております。

12月末の状況を見極めた上で、次年度の目標値を設定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

（2番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 長岡文男議員。

○2番（長岡文男） ありがとうございます。

私は、市長のふるさと納税に対する考え方とか思いについて、少しは理解をしておるつもりでありますけれども。

現在もこうして市としては新しい産品を加えたり、ポータルサイトを増やしたりとか、いろんな取組をされているということですし、また、今後も国のルールの方も厳しくなるような状況ということでもありますけれども、逆に、今まで厳格にやってきましたこの郡上市にとっては、逆に増やしていくチャンスではないかなというふうに思っておるところであります。

とりわけルールのこの範囲内で増収になるような対策を今後もしっかりとやっていただいて、今まで以上に獲得していただけるような今後も努力をしていただければありがたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、次の質問に入りたいと思います。野良猫の問題ということでございます。野良猫の不妊、あるいは去勢手術の費用の助成についてということでございます。

昨年の市長と語ろう！中学生ふれあい懇談会で、郡上東中学校の代表の生徒が、郡上ねこむすびプロジェクトについて御提案がありました。これは、特に野良猫が多くなることを防止するため、地域の事業で得た収益を基金といたしまして、去勢であるとか不妊の手術費用を捻出して、地域活動として取り組んでいこうというものでありました。

実際、これは市民協働センターが主催されております郡上の未来をつくるアイデアコンテストに応募をされ、事業化をされたわけであります。

事業は実証されましたけれども、予算とか人材の関係上、僅かな猫の数しか対応ができなかったとお聞きをしておるところであります。

私は、数年前から、この関係部署には野良猫による環境被害、あるいは去勢とか不妊手術の費用の助成についてお伝えをしてまいりました。市内でも飼い主のいない猫、野良猫が増加しているとお聞きします。こうした野良猫によります鳴き声であるとか、住宅の周辺で、ふん尿をはじめとするそうした環境の悪化、また、時には車の上に登って車に傷をつけるなどの被害は以前より問題視をされておるところであります。

県のホームページに、地域猫活動の進め方という案内がございます。岐阜県動物愛護センターが主催している事業を紹介しておるわけですが、地域の自治会が主体となりまして事業計画を立てまして、そうしたその計画が県のほうで認められれば、飼い主のいない猫の不妊、あるいは去勢手術等の助成が受けられるというものであります。

しかしながら、なかなか煩雑な事務となるようでありますし、自治会の方々への説明が必要、理解が必要となります。そうしたことから、この事業に取り組んでおる自治会は少ないというふうに

お聞きをしております。

また、保健所にお聞きしますと、近年は県内の市町村でも、飼い主のいない猫の不妊、去勢手術等に、費用の一部を助成するところが増えてきているそうであります。県内では、岐阜市でありますとか可児市、美濃加茂市、関市等でも、こうした不妊、あるいは去勢手術の費用の一部助成がなされておるところでございます。

市内でも、野良猫の増えるのを気にかけて、個人的に動物病院で野良猫の不妊・去勢手術をされている方もお見えです。自分の飼い猫でなくて、野良猫を捕獲して手術をされている方がお見えです。1回の手術に、これは病院にもよりますが、2万円以上かかるところもあるそうであります。その方は年間で数十万円もの出費をされているそうであります。

こうした状況のある中、野良猫問題は深刻な問題だと捉えていただきまして、今後、市としてどのような手だてをお考えかお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 野良猫の対応についてお答えをいたします。

岐阜県健康福祉部生活衛生課の資料によりますと、県内の保健所に寄せられる猫に関する相談や苦情は増加傾向にあります。苦情の内容として多いのは、ふん尿被害に関する事と、野良猫への餌やりに関する事です。

郡上市の野良猫に関する苦情や相談は環境課で受けております。年間の相談件数は約10件で、野良猫への餌やりや環境被害に関するものです。例えば、近所の方が野良猫に餌をやっているせいで地域に猫が住み着いてしまい、その猫が子猫を産んで数が増えてしまった。その猫たちが庭や花壇にふん尿をする、鳴き声がうるさい、軒下に入り込んで子猫を産んでいるなどです。

関保健所郡上センターにも野良猫に関する苦情が寄せられており、今年度は11月現在までに、餌やり・ふん尿被害に関するものが約5件、家の敷地や物置に猫が居着いてしまったというものが約10件、子猫や野良猫を捕獲してほしい、捕獲したがどうすればよいかという相談が約10件とのことです。

地域で野良猫が増える原因は、餌がもらえる場所があり、そこに猫が集まってきて繁殖するためです。猫が増えれば、当然、ふん尿や鳴き声の被害もひどくなります。環境課に寄せられる相談のほとんどが、餌やりをする方が誰か分かっているけれど、近所の方なので直接注意して関係が悪くなるのが困る、行政から注意してもらえないかというものです。

その対応としては、相談があるたびに、まずは現場の状況を把握します。その後、関保健所郡上センターに相談の上、餌やりをしている方を訪問し、ふん尿問題や猫の繁殖力についての説明をした上で、餌をやるなら飼い猫にして、去勢・不妊手術をして適正に管理してください。それができない場合は餌をやらないでくださいとお願いをしています。

餌やりをされる方は、飼い猫にするのは負担が大きいため飼えない、かわいそうな猫にせめて餌だけでもやることの何が悪いのかといった主張をされ、すぐに御理解いただけません。

しかし、お腹をすかせた猫を助けたいという善意から餌やりをしている方がほとんどですので、餌やりによって生じる環境被害に地域の方が困っていることについても、時間をかけて話をし、御理解いただけるよう、今後も訪問を継続いたします。

議員が御指摘された飼い主のいない猫に対する去勢・不妊手術費用の助成に関しましては、岐阜県内では令和4年の実績で7市町村が実施しております。助成を受けるために飼い猫でないことの確認、猫の捕獲、病院への送迎をすること等が要件となっておりますが、手術後にその猫を管理することを要件としているものではありません。

環境課としては、去勢・不妊手術は頭数を増やさない手段として限定の効果しかないと考えております。去勢・不妊手術をした猫は妊娠・出産はいたしません、餌をもらえる場所がある限り、新たに寄ってくる野良猫を防ぐことはできません。また、去勢・不妊手術と併せて猫のトイレを設置し、時間を決めた餌やりを行って管理しなければ、ふん尿被害はなくなるからです。

魅力ある地域づくり推進事業で、郡上地域ねこ活動推進委員会の皆さんが、郡上ねこむすびプロジェクトとして、TNR活動、猫を捕獲し、手術をし、地域へ戻す活動をされ、現在も野良猫問題に取り組んでくださっています。大変有難く、また、郡上市全体の野良猫の数を考えますと、相当御苦労があることと思います。

議員から説明のありました自費で去勢・不妊手術をされている方につきましても、大変ありがたいことだと思います。

猫1匹の手術費用は、市内の動物病院ですと、雄が5,000円から1万5,000円、雌が1万円から4万円かかると聞いております。これだけの費用をかけて手術をしても、餌をもらえる場所がある限り、新しい野良猫がどんどん寄ってきて、問題の解決には至りません。

郡上市としては、去勢・不妊手術費用に対する助成制度を設けることは考えておりません。手術に加え、猫を適正に管理しなければ問題は解決しないと考えるからです。

岐阜県が行っている地域猫活動は、地域住民の合意と協力の下で、猫のふん尿の清掃や餌やりの管理を行う場合に手術を無料で受けられる制度です。しかし、自治会単位での合意形成が必要であるため、そこが高いハードルとなって申請数は多くない状況です。

環境課としては、この有益な制度を利用しやすくするため、自治会単位ではなく、もっと狭いコミュニティでも申請できるよう県へ要望をしております。

野良猫は、人間が餌を与えなければ、その地域からいなくなります。栄養状態が悪い猫の妊娠・出産率は高くなく、多くの猫が病気や感染症、猫同士の喧嘩などで命を落とすためです。

しかし、人が餌を与えて栄養状態がよくなった猫は多くの子猫を産むようになります。雌は1年

に2回から3回の出産が可能で、1回の出産で4匹から8匹の子猫を産みます。また、雌の子猫は生後4か月から12か月で妊娠・出産ができるようになり、雄の子猫も生後8か月から12か月で交尾が可能となります。

自治体に引き取られる猫の7割が子猫です。かわいそうだからと野良猫に餌を与えることが、結果として殺処分される子猫を増やすことにつながっている現状を市民の皆様にご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。助成は一切考えておらんという回答を頂いたわけですが、そうなりますと、岐阜市とか可児市とか美濃加茂市とか関市とか、そういったところと郡上市は考えが全く違うということで認識をさせていただきました。

であるならば、その餌をやらなければ増えないということであるのなら、それが何年も続いておるわけですが、全然なくならないということはどういう効果が出てきておるのでしょうかね。

餌をやるからというお話でしたが、野良猫に。それが今までできていないから、こういう声が市民の皆さんから出てきておるわけなんです。それを全く無視するような回答を頂いたんですけども、そういう形でこれからも進められるということでしょうかね。

私は、もともとこの質問をです環境課のほうにしたわけではなくって、環境課だけの問題ではないと思っていますので、たまたまそちらのほうで環境課が担当ということで割り振られたんだと思いますけれども、もう少し親身になって考えていただきたいなど。

実効性のある政策を考えていただきたい。そういうふうには思っておりますが、今言われたことは、私にいろいろ関わっていただいた市民の方にそうお伝えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次へ参りたいと思っております。ちょっとごめんなさい。

次に、選挙公営制度ということで質問をさせていただきます。

県下の条例設置の状況ということで最初書いてございますが、2つ目の(2)番の選挙公営制度における公費負担の拡充ということを2つ続けて質問をさせていただきたいと思っております。

県下での条例設置の状況ということで、来年の3月には、郡上市長の選挙、それから、郡上市議会の議員選挙が控えておるところであります。

選挙には少なからずいろんな費用がかかるわけです。公職選挙法では、選挙運動の機会の均等を図り、候補者の資産状況による当落への影響を防ぎ、お金のかからない選挙を実現するために選挙公営制度が設けられておるわけです。

選挙運動用の自動車の使用、そして選挙運動用のビラ、あるいは選挙運動用ポスターの作成に係る経費、その実施については選挙管理委員会が関与しないものの、公職選挙法において、国政選挙については、供託金が没収となった候補者を除き、公費で負担する旨が定められておるところです。

また、地方公共団体の議会の議員及び町の選挙については、国政選挙に関する規定に準じて、条例で定めるところにより公費負担ができる旨が定められておるわけです。

郡上市では、選挙運動用の自動車、選挙カーですね。そして、掲示板に貼る選挙用のポスターの作成費、そうしたものなど公費の負担がありません。ビラ、ポスター、はがきの作成、選挙運動用自動車の使用等に、公費負担を拡充する動きが全国的に広がっております。

私が知るところでは、中濃地域では、岐阜市、各務原市、美濃加茂市、関市、美濃市、山口市と多くの市で条例が制定されまして、公費の負担が認められております。

県下での選挙公営に関する条例設置の状況、1点はこのことについてお伺いしたいと思います。

それから、2つ目に、この選挙公営制度における公費負担の拡充ということで、他市の多くがこの公費負担がなされている中、そうした選挙に関わる事業者の方は、ポスターの作成や選挙カーのリース費用など、公費負担を基準に価格設定がなされておることが多いのです。これは選挙に関わったことがある方は皆さん御存じかと思いますが、実際、そうしたふうに公費負担を基準に設定されていることが多いわけです。

いろんなそうしたお仕事の方みえるわけですが、選挙関連での事業者が、郡上市には公費負担の制度がないこと、そのことを知らないでびっくりされるそういった業者の方もおみえなんです。

例えば、こうしたパンフレットなんかがあるんですけども、こういって金額が書いてありますけれども、これは自費分なんです。こういった金額、パンフレットは自費分で、公費負担部分が抜いてあるわけです。だから、郡上市の場合ですと、これプラス公費分、通常幾らという設定が、市で、条例で設定があるんですが、これプラス公費分が、郡上市の場合ですと支払額が発生するということがあるわけなんです。

そういったことも知っておいていただきたいなということで、今ちょっと話をさせていただいたんですけども、そういった状況の中で、以前、議会改革特別委員会というのがございまして、その中で公費負担の拡充について、市にお話をされたということを記憶しておりますけれども、今現在、この郡上市の選挙管理委員会、あるいは市の考えとしては、どのような考えをお持ちであるか。

候補者の資産によって当落への影響がないよう、お金のかからない選挙ができるように、選挙公営制度の趣旨を鑑みまして、公費負担の拡充について、今後どのような考えで対応されるのかお伺いをしたいと思います。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 加藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（加藤光俊） それでは、私からは、県内の実施状況について答弁申し上げますけれども、選挙公営に関しまして資料を用意してございますので、タブレットを御覧ください。

まず、市議会議員選挙に際しまして、公職選挙法に定める公営の表でございます。左側に公営の区分、選挙運動自動車の使用等がございます。右の列によりまして法令規定とありますのは、二重丸印が法律において公営とすべきものとして、郡上市でも実施中のものがございます。また、三角印が条例に定めることにより公営が行うことができるものということでございます。

議員御指摘のとおり、表中上の太線で囲いました選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスター作成の3項目につきましては、本市として公営を行っておりません。

県内市の状況といたしましては、表の右側に掲載してございますけれども、選挙運動用自動車の使用が21市中15団体、ビラの作成が14団体、ポスターの作成が15団体で公営がなされている状況でございます。

なお、未実施団体の多くが平成の合併で誕生した市であると、かような傾向がございます。私からは以上でございます。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思っております。

選挙公営制度につきましては、国政は別ですが、自治体選挙においては、その対象となる自治体、あるいはその経費の対象、こういうようなものが徐々に拡充をされてきたという経緯を持っているというふうに承知をいたしております。

先ほどお話がありました、今回いろんな記録、あるいは私も記憶をたどってみますと、平成30年度ごろに、郡上市においても議会改革特別委員会で議論をされて、そして、全員協議会等においてもいろいろと御協議をされたというふうに聞いておりますし、記憶もいたしております。

特に議会改革特別委員会では、ただいまの自動車使用、それから、ビラ、ポスターと、言わばこの対象になる3点セットのうち、ポスターだけでもというような議論もあったようでございますが。

しかし、議会改革特別委員会としては、そのような一つの結論をおまとめになったようですが、議会全体としては、当時いろんな御意見もあって、議会が一致した形で、例えばこれを郡上市としても選挙公営にしてくれという明確な申出は、私の選挙管理委員会、あるいは執行部に対しても明確にあったという記憶はちょっといたしておりませんが、そういう経緯があったことは承知をいたしております。

そこで、当時は、平成30年度でございます。この頃は、市については、市長、議員ともにただいまの3点セットについては自治体の条例で定めるところにより無料化することができるという規定、そういう制度になっておりました。しかし、当時は、町村については、町村長、あるいは町村議会議員については、この公営制度は対象外とされておりました。

そういう状態の中で、恐らく当時、郡上市としてもどうするかという判断が、そういう、町村は対象外であるということも、町村だけで合併をした郡上市にとって一つの判断要素であったからとは思っております。

しかしながら、令和2年の6月の公職選挙法によって、町村の町村長も議会議員も、こうした経費について公営化の対象にするというふうに制度改正をされました。

この背景には、全国の町村議長会というようなところからも、町村の議員の成り手が非常に少ないというような中で、環境を整えるというようなこともあって、重点要望というような形で要望された結果も踏まえての制度改正であったかというふうに推察をいたしております。

そういうことで、おっしゃったように、岐阜県においては、平成の合併で、町村だけで合併した市においては、山県市を除く6市は、この3点についての公営制度を現在も持っておりません。

しかし、令和2年のこの町村も対象にするよという法改正によって、逆に岐阜県内も4町を除く全ての町村が現在、選挙公営制度に導入をしておると、こういう状態になっております。

したがって、いろんな形で、これはいろんな考えもあろうかと思えますけれども、言わば当時、平成30年度ごろ議論されたことと少し客観的情勢も変わってきているという点はあろうかというふうに思います。

しかし、これは選挙の様々な費用を誰が負担するかということについては、市民等においてもいろんな受け止め方、考え方もあろうかと思えますので、これをどうするかということについては、やはり、市民の皆さんの声、意見、そうしたものをしっかり踏まえた形で、今後、そうした周囲の客観情勢も踏まえながら考えていく必要はあろうかと思えます。

公営化といってもひつきょう、それは、これまで候補者が負担をしておった費用を、市民に転嫁するということ、負担をかけるということでもありますので、やはり十分な議論をする必要があろうかというふうに思います。

まず、議会の中でもこうした点を踏まえて、しっかり議会としての意見調整もしていただければと思いますし、また、選挙を所管しております選挙管理委員会の考え方も私は大切だというふうに思います。

いずれにいたしましても、そういう状態になっておりますので、当時、平成30年の頃ですと、私自身も候補者になり得る身でありましたので、私自身としては、こうした経費を市民に負担をお願いするという点についてはどうかなというふうに、財政も厳しい状況でありましたから、思っておりましたが。

今、こういう民主制度の根幹をなす選挙制度というものを考えたとき、そしてまた、こういう制度が拡充をされたら、してきたという趣旨を考えると、必ずしも私は否定するものではありませんが、しかし、それを踏み切るためには、急ごしらえでなく、やはり、市民の皆さんの意見をしっかり

り聞いて対応していく必要があるというふうに思っているところでございます。

そういうことで、私自身としては、この問題、市民の皆さんも選挙の在り方、そういったものを、あるいは、その経費の負担の在り方というようなことについて、やるとするならば十分な理解を得て踏み切る必要があろうかというふうに考えております。

(2番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 長岡文男議員。

○2番(長岡文男) ありがとうございます。市民がどう受け止めるかということで、市民の御意見ということもお話もございましたけども、私もですね、市民の代表としてここにおりますので、市民の代表として発言をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

私の質問は、以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、長岡文男議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時51分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長(田代はつ江) 1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番(本田教治) ありがとうございます。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

本日、私の一般質問は大きく分けて2つあります。道の駅構想についてとインバウンドの受入体制の強化、この2点を質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問、大項目の道の駅構想についての中で2つあります。1つ目が、八幡町相生地内での道の駅構想についての、本市の調査研究の状況は、2つ目が、今後の協力支援はどのようなことをしていただけるのかをお聞きしたいと思います。市長には、部長の答弁を踏まえ、統括を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、1つ目の道の駅についてで、八幡町相生地内でのそういった道の駅構想について、本市の調査研究の状況ということで、2020年の9月の一般質問において、私は郡上八幡道の駅の開設についてと質問をいたしました。

道の駅というハードの面と、小さな拠点づくりというソフトの面との両体制の意味を持つ施設において、担当部長より、その当時、市内8つの道の駅と差別化し、地方創生、観光を加速する拠点として、どのように位置づけることができるのかについて調査研究をしていくという答弁を頂きました。

相生地域づくり協議会が主体となっております、その目標に向けて活動を行っているけども、一筋縄ではいかない大事業に苦悩されているようです。

2021年、令和3年の2月には、その答弁を受けまして、八幡町道の駅構想、調査といたしまして、ホテル郡上八幡、千虎観光の中島社長と対談をしてみました。

28日には、相生地区の自治会長会に出席し、道の駅構想を説明し、皆さんの理解を得た、そういう状況でございます。

また、その2か月後の4月には、再び千虎観光様へ行きまして、相生自治会長であったり相生地域づくり協議会の会長、そして、当時の市の職員の方とで、運営組織であったり運営内容、立地、小さな拠点とネットワークについて協議していただきました。

また、その後の5月には、市民協働センターへ出向きまして、地域おこし協力隊を申請し、実践に向けて取り組んだらどうかというの、アドバイスも受けた経緯があります。

また、2019年の6月からは、ホテル郡上八幡駐車場をお借りして、本年まで4年間、荷車楽市楽座を地元で、地元の者ができることとして開催してきておりまして、現在も継続しているようでございます。

このように、地域住民の協議会は、はたから見ても目標に向けて努力をしているようであります。

近年では令和4年の9月より地域おこし実践隊を受け入れていただきながら、そういった地域おこし実践隊の受入れということも、市としての協力や支援であるとは思いますが、あくまでも素人集団であり、一般質問を行ってからのこの3年間、コロナ禍もあって、あっという間に経過してしまいました。

市内8つの道の駅と差別化し、地方創生・観光を加速する拠点として、どのように位置づけることができるのか、調査研究をしていくという答弁を頂きました。市の言われる調査研究は、現在どのような状況なのか、どのような調査を行ってきたのでしょうか。

調査研究という言葉には、かすかな可能性を秘めております。私は、前向きに取り組んでいただけるというふうに解釈をいたしました。あえて、そのとき、そういう感想も述べさせていただきました。

さきに述べたホテル郡上八幡への対談であったり、市民協働センターのアドバイスを受けたとか、そういった事々も、市役所主体ではなく、地域協議会が率先して自発的に調査を行ってまいりました。

過去5年間、年5回から6回、月に一度の開催をしております。約25回の楽市楽座、そして、そのほかの地域づくりイベントにも、調査研究をしていただくとは御返答を頂きましたけども、関係者の方々は現状、調査として現地にお見えになっていないようでございます。

市の言われる調査研究は、現在どのような状況なのでしょう。どのような調査研究を行っていたのかお聞きしたい。担当部長、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

令和2年9月議会で、本田議員からの御質問に対しまして、当時の私からの回答では、道の駅設置要件といたしまして、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を備えることを申し上げ、また、近年では地域の観光や防災、地域づくりの観点を加えながら、民間と行政が力を合わせて地域経営を行う地方創生観光を加速する拠点として道の駅は位置づけられていることを申し上げたところでございます。

また、現在、八幡町には「道の駅」という名を打った施設はございませんが、郡上八幡駅や城下町プラザなど、道の駅の機能を果たし得る類似の拠点施設があることも併せて申し上げたところでございます。

これらのことを前提とした上で、今後、担い手となる地域の皆さんの活動なども含め、ハードとソフトの状況を把握するとともに、市内8つの道の駅と差別化をし、地方創生・観光を加速する拠点として、どのように位置付けていくことができるのかについて調査研究を行っていくという趣旨の回答をさせていただきました。

今回の御質問に対し、それから以降、調査研究を行った内容について報告をさせていただきたいと思っております。

初めに、新たな地域の観光拠点づくりという観点で調査をいたしました結果を申し上げさせていただきます。

近年整備される道の駅につきましては、国土交通省では道の駅第3ステージとして位置づけ、他の道の駅や類似施設と差別化を図るための明確な経営方針をもって設置をされております。

例えば、令和3年に設置されました福井県大野市の道の駅「荒島の郷」では、食文化の発信、中部縦貫自動車道荒島インターチェンジ下車すぐという立地条件を生かして、大野市内の観光スポットへの誘導を目的とした総合案内所の設置、さらには豊かな自然が体感できるように施設内外を整備され、特に施設内にはアウトドアブランドショップが入店するなど、集客に向けて工夫した経営が行われております。

郡上市におきましても、地方創生・観光を加速する拠点という観点から、御提案がありました相

生地域づくり協議会の皆さんが取り組む拠点づくりと、今後連携できそうな事業所や事業運営が見込める事業者と設置の可能性について協議を行ったところでありまして、具体的には、市内のスキー場やキャンプ場、アウトドア体験事業者で構成される市内アウトドア事業者協議会に拠点づくりの連携の可能性について協議を行ったところでございます。

その結果として、今回拠点となる場所につきましては、先ほど、道の駅「荒島の郷」の例のように、観光客の集客が望めるような高速インターチェンジ隣接など、物理的な優位性というものが乏しく、拠点としては有効でないとの結論でございました。

さらには、防災面においても国土交通省が示す「道の駅」登録・案内要綱運用指針では、道の駅の機能維持等に関する協定の一つに、災害等の緊急時には道の駅を地域住民及び利用者の救助の目的で使用し、その他市町村の求めがある場合は積極的に協力することに関する事項を定めなければならないということが明記されており、今回拠点とする場所につきましては、郡上市土砂災害ハザードマップでは、周辺道路やその付近は冠水の恐れがある場所であり、かつ周辺には土砂災害特別警戒区域に指定される区域もあることから、大雨の際には危険を伴うことが想定されます。

さらには、現地の主要動線であります国道156号、美並町三戸から八幡町稲成間は、雨量規制区間に指定されており、災害時にはこの区間が通路止めになることで、この場所が孤立する恐れもございます。

以上のようなことから、このたび拠点と想定する場所に新たに道の駅を設置することにつきましては、市内道の駅との差別化、そして、利用者の安全面を考慮すると、その役割が必ずしも果たすことができないということから、国の登録は困難であると判断したところでございますので、御理解を頂きたいと思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。ただいま御答弁いただきました内容につきましては、2020年一般質問した折にもやっぱり同様の御返答を頂いたということで承知しております。ありがとうございます。

では、小項目2つ目の今後の協力支援というものは、どのようなことであるのでしょうか。

ただいま御答弁を受けました以上、これ以上期待するような支援、協力というものは頂けんのかなというふうには感じるころではございますけれども、本市は小さな拠点とネットワークとして、今後、道の駅のような施設を有することは、今言いました、どこまで協力支援を行うようになつもりがあるのかということをお聞きしたいです。

地域おこし実践隊を受け入れ、地域づくりの活動を行う中で、地域課題、例えば買物難民であったり、交通移動手段、集う場所、空き家の問題であったり人口の減少などの課題の解決に向かうと

きに、活性のそういった拠点となる場所が、今ここで申しております道の駅のような施設を有すること、そういうふうにつながっていくと信じております。

本市に8つの道の駅がありますけれども、各地域で活性に向けて頑張っている状況だと感じる道の駅もあれば、果たして地域の交流拠点の機能を果たしているのかというような道の駅も存在します。国においても、1位が北海道、2位が岐阜と、やたら多い道の駅の認定について見直しをしようという動きがあることも耳にしております。

道の駅というネーミングには憧れはありますが、一番重要なのは目的と内容でございます。

ここ156号、八幡の入口に、郡上八幡様と協力して、ここに交流の拠点施設を造り、災害時の避難場所、特に河川の向かい側にあります鈴原地区、これは前の一般質問でもさせていただきましたけれども、そうした鈴原地区であったり、買物難民への対応、地域住民との交流の拠点、また、いろんな生産者さん、販売店の収益拠点とすることが地域力の一つだとふうに信じております。

市内各地域の地域協議会では、活動費を充てていただいている状況でもございますけれども、備品の購入であったり、トイレの修繕や販売所の設備などの修繕などには使うことはできません。また、今回のような道の駅構想については、専門的な分野に堪能な人材や素人集団では限界があります。

ほかの地域づくり協議会においても同様の課題が出てくる、そういうふうに使われます。どこまで協力支援を行う意思があるのかお聞きしたい。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） まず、私から支援内容についてお答えをさせていただきます。

商工観光部では、現在33の公の観光施設、温泉、道の駅について、経営の効率化を図るため、指定管理者制度により指定管理料等を支払い、指定管理者に管理運営をしていただいております。また、指定管理者の中には独自の収益事業を実施しながら地域の活性化を図っていただいているところでございます。

このたび、相生地域づくり協議会の皆様が拠点と想定されている施設につきましては、公の施設ではなく、民間が所有している施設であることから、今ほど申し上げました指定管理施設と同様の使用費用を負担することはできないものでございます。

しかしながら、商工観光部では、地域づくり協議会の皆様が新たに取り組む内容について、岐阜県の観光施策であります地域資源を活用した観光客をターゲットとする観光回廊づくりに資する商品開発やイベント事業などのソフト事業に係る経費、そして、有識者を活用した魅力向上に取り組むための講師謝金を支援する補助事業については、仲介並びに支援をすることは可能であるというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、私からは、小さな拠点の考え方による支援・協力という

ところについてお答えをさせていただきます。

まず、議員の御発言にございました相生地域づくり協議会でございますが、積極的かつ継続的な活動、荷車楽市楽座をホテル郡上八幡駐車場で行っておられ、地域内のにぎわいづくりではなく、地域を持続させるための取組にもつながるとも頼もしい活動だと認識しております。ぜひ、今後も地域一丸となりまして、活動を継続していただきたいと願っております。

市の地域振興に関わる支援でございますが、地域づくりの観点では、これまでも様々な支援を行ってきておりまして、今後もそうした支援について適宜見直し等を行いながら継続していくことを考えております。

小さな拠点とネットワークの考え方でございますが、市が考えております小さな拠点とネットワークは、現在営む生活の本拠を移すことなく、その場所で住み続けてもらおうということを前提としまして、生活に必要な機能をどのようにして維持していくかという考えに基づいているものでございます。

生活に必要な機能には、行政サービスでありますとか病院、食料品や日用品販売店等の各種商店のほか、金融機関等もあり、それらが生活圏にない場合は、ネットワークとして公共交通等の確保によりつないでいくということでございます。

行政の役割としましては、地域住民が日常生活に不可欠な機能やサービスの維持を図るような活動に対して支援を行っていくことを想定しているところでございます。

御質問いただきました支援につきましては、例えば既存の公共施設や今後整備が想定される施設の一部に小さな拠点として機能を持たせることに対する支援を行うことは、これに当てはまると考えられますが、そのために施設を新たに整備するということは、公共施設適正配置計画により公共施設の削減に取り組んでいるところもありまして、現時点では考えていないところでございます。

想定される場所が小さな拠点とネットワークの考え方に沿って生活に必要な拠点となり得るかという機能面での必要性の確認も重要な要素であることでありますとか、また、協議会が行う取組に関しては、地域の総意として活動内容等を明確にさせていただくことも重要であると考えております。

市としましては、それらを踏まえた上で、具体的な支援内容や方法等について検討をさせていただきたいというふうに考えております。

小さな拠点とネットワークについては、現在もなお議論を進めているところでありますが、9月定例会の一般質問にもございました具体的な地域課題の解決に資する取組への支援に係る検討を進めております。この支援につきましては、あくまでも生活に必要な機能を維持するという課題解決に対する支援を想定したものであるということで御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 議長にお許しを願いたいんですけど、今の説明の中で分からなかったのもう一度お願いしたいことがあります。

新しい拠点を置くことはオーケーだけど、またそれについてすることはまだ駄目だというふうなことを言われたんですけども、その施設内に、それをもう一度お願いいたします。うまく聞き取れなかったのです。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） では、お答えをさせていただきます。

先ほどの整備が想定される施設の一角にということで御説明をいたしましたけども、これにつきましては既存の公共施設ということで、既に整備がされた施設に拠点の機能を持たせるということに対しての支援、施設が整備されたことに対しての支援はこれに当てはまるということですが。

小さな拠点の機能を持たせることを新たに施設整備として取り組むということは、施設がそれなりにまた増えるということの観点から、今回、公共施設適正配置計画により削減に取り組んでいるということもあって、現時点では新たに施設を整備するという考えはございませんというようなことでございますので、よろしくお願いたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） すみません。ちょっとよう分かったような分からないような状況で、また個別にこの件につきましては質問させていただきたいと思っておりますので、お許し願いたいと思っております。

あと、先ほど、可児商工観光部長の答弁の中でも、逆質問するわけじゃないですけども、いろんな調査研究をしていただいたんですけども、先ほど私ちらっと言いましたように、何十回とやっている現場でのそういった催物、今、調査に来て見えなかったんじゃないかなと、観光客誘致にはちょっと乏しいんじゃないかというような、そういうところには道の駅はできないとおっしゃいましたけども、果たして何人ここへ来たら道の駅として認められるのか、あるいは、そういった利用される方々の御意見とか、そういったこともあります。

そういった生の声であったり、現場をもう少し調査していただけたら、今日の答弁も納得するところはできたんですけども、でも、引き続き地域協議会はこの面に向かって頑張っていくと思っておりますので、何とぞ、何らかの御協力やら、御相談には乗っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

ただいま、商工観光部長及び市長公室付部長の御提言を頂きましたけども、統括として、先ほど言いました市長にお考えをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

相生の地域づくり協議会の皆様が、ただいま本田議員が述べられましたような、いろんな活動をこれまで続けておられることについては敬意を表したいというふうに思います。

そして、当初といいますか、構想として、いわゆる国土交通省の登録を受けられる道の駅というものを何とか造りたいという思いもあったと思いますが、これについては、先ほど本田議員もおっしゃいましたし、それからまた、商工観光部長も答弁をされましたように、ここの立地をしているところが、災害時はいろいろと注意をしなければいけないところであり、また、この国道156号が一定の雨量に達したときは通行止めになるというような、こういうところでは、やはり国が、国土交通省が認める道の駅としては、これは登録できないと、こういう最終的なといいますか、現時点での考え方ですので、これはこれで致し方ないと思います。

こういう状態が解消されない限りは、私たちがどんなに頑張ったって、国のほうがここを道の駅として認定し登録するという事はないというふうに思います。

しからば、もともとどんな狙いでここを拠点に活性化をしたいかという思いから始まったことでありますので、これまでそういう意味の道の駅という看板は得られないけれども、地域の皆さんの願いや、いろんなことでここを一つのよりどころとしたいという気持ちは十分分かります。

今までもいろんなことを取り組んでいただいておりますし、また、私ども地域おこし実践隊のそうした方も投入するというか、そういう形で今何とかいろんな工夫をしていただきたいということではやっておりますが、なかなか難しいという話も今よく分かりました。

それで、どこまで私ども市として手を差し伸べられるかということですが、先ほど両部長も言いましたように、今までの他の道の駅は、これはもともと町村時代に公設したものであります。あるいは市になってから新たに白鳥の道の駅のように位置づけたものもありますけれども。

そういうことですけれども、市として、いわゆる公設というような形の何らかの拠点をつくるということは、私たち今、公共施設のいろんな整理をしている中で、これ以上増やしたくない、増やせないということを先ほど来申し上げているわけございまして、そういうことは限界があります。

何とか地域の皆さんがここを活用して、どんなことをやりたいのか、今までやってきた経験の中から、これ以上何を支援してほしいのか、何が課題があるのか、そうした点をやはり私たちも、もちろん先ほど現場へは調査に来ていないじゃないかという話もありましたが、さらによくお聞きをして、そして、一緒になって寄り添いながら手を差し伸べられることは差し伸べてまいりたいと。

ぜひ一度、これまでやってきた経験の中で、何に支援をしてほしいのか、そうしたことを、また担当のほうへよくお聞かせを頂きたいというふうに思っております。

(1 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。

今も、もう一度、さらにスタート地点に立ちまして、再度地域住民にアンケートを取りながら、一人一人完全に盛り上がっていきこうというような動きも今考えておりますし、そういったところで、今、市長がおっしゃってくださいました一緒に考えていただけるような、そういったふうにこれから尋ねていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

タブレットには、私が勝手に作りました八幡道の駅構想ということで、このようにホテル郡上八幡を改装したのがありますが、こうなればいいなと思って頑張ってやっております。

ちょっと時間が押してまいりまして、大項目 2 つ目のインバウンドの受入体制の強化について御質問させていただきます。

1 つ目の外国人旅行者の受入れについてお聞きいたします。

インバウンドとは、外国人が訪れてくる旅行者のことでございまして、外へ行くのはアウトバウンドと申します。

新型コロナウイルス感染症も収まりまして、結核、SARS などの 2 類から季節性インフルエンザなどの 5 類になったことと円安と、そういったところから外国観光客が全国的に、日本全国増加してきた、そういうふうな感じではあります。タブレットには、その年代ごとの推移が載っておりますので、御参考にさせていただけると思います。

2003 年のときの訪日外国人旅行者は 521 万人でございましたけども、何と 2019 年のコロナ前には、6 倍もの 3,188 万人と、すごい勢いの右上がりでございましたけども、先ほど言っておりますコロナの影響で、去年では 99.2% と、すごく減ってしまいました。

しかし、昨年からはまたそれが 383 万人と増えてまいりまして、近い将来にはまた 3,000 万人を超えるような、そういうのも近いときにやってくるんじゃないかなというふうに思います。

郡上市において、市内タクシー会社にも確認いたしましたけども、外国人の旅行者はよく見かけるようになったと伺っております。日本は円安の影響で、欧州の約半額で物品の購入や宿泊ができるのもその一因のようでございます。

その外国人旅行者たちは、地方の田舎の体験を望んでいる情報があります。都市部から地方へと目線を変えているようでございます。郡上市特有の田舎暮らしの体験をするための受入れの体制づくりと、旅行者増大への取組について伺いたい。

他の県では、アジアではなく欧州人の受入れを進めているという、そういうところもあります。本市の人口減少抑制に、この事業により空き家対策や広く市内の活性につながり、特に若者が関心を持ちまして、移住や地元後継者の定着にも一役買うんじゃないかなというふうに思います。本市

の外国人旅行者のコロナ前と近年の推移が分かれば示してほしいです。

受入増対策として、セントレア空港までのお迎え直行便の配置の検討はしていただけないでしょうか。市内バス会社によりますと、セントレアまで27人乗り中型バスで、往復で高速代含め9万4,000円で行けるようでございます。

3つ目に、外国人旅行者専用空き家や自宅を改装する補助金制度を設けることはできないだろうか。

4つ目に、通訳人材の確保に力を入れていただけないか。

以上、一括質問いたしますので、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

訪日外国人旅行者の状況は、昨年10月に入国に関する制限が見直しされまして、11月から本格的に訪日旅行客が増加をしてきております。

JNTO、日本政府観光局の調査によりますと、今年1月から10月までの訪日旅行客は1,981万人で、これはコロナ禍前の令和元年同期比で73.9%であります。郡上市における外国人宿泊者数につきましては、平成30年にアジア諸国を中心として2万2,991人で、過去最高の宿泊者数になっております。

しかしながら、令和2年からの3年間はコロナによる入国制限もありまして、令和元年と比較しまして0.5%から24.6%にまで減少をいたしました。

現在のポストコロナとなった今年1月から10月までの期間は、コロナ禍前の50.3%まで回復をしている状況ではございますが、国全体での73.9%と比較をいたしますと、郡上市におけるインバウンドの復活は若干遅れている状況でございます。

今年に入り、郡上市での外国人宿泊者の特徴をみますと、アジア諸国の宿泊者数が減少している反面、欧米語エリアからの宿泊者数が増加をしておりまして、外国人宿泊者数全体に占める割合が、コロナ禍前の令和元年は6.2%であったものが、ポストコロナの今年では26.7%に増加をしている状況でございます。

それで、国内外の観光商品づくりや、その誘致、受入体制整備につきましては、DMOであります郡上市観光連盟が中心となって取り組んでいるところでございまして、観光商品づくりでは、アウトドア事業者と協働をしながら、郡上ならではの田舎の暮らしが体験できる商品造成に取り組み、自然や歴史文化の魅力を生かしたコト消費のメニュー造成を行い、現在、予約販売サイトで31商品を販売しております。

今後は、さらに外国人観光客に訴求するような体験商品づくりの検討を行っていくものであります。

そのような中、訪日外国人旅行者向けの観光商品を造成する過程の中で、課題となるのが、アクセスと滞在のための施設整備でございます。

そのため、郡上市内の移動では、令和2年度から3年間、市内ベースタウンと高鷲のスキー場を結ぶシャトルバスの実証運行を国の補助金を受けまして、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業の採択を受け実施をしたところでありまして、これらの実績を生かしまして、訪日外国人旅行者のアクセス確保に向けた関係者との協議を行い、市内交通事業者が岐阜駅や岐阜羽島駅を出発地として、これまでの実証をしてきましたコースをツアーバスとして運行する計画をしていただいたところでございます。

今後、中部国際空港から郡上市までの直行便についても、公共交通の利用であったり、ツアーバスの運行、レンタカーの利用など、最良な方法を旅行会社とともに検討していきたいというふうに思っております。

また、宿泊施設の整備につきましては、市内に訪れる観光客や、訪日外国人等の宿泊施設に対するニーズに応えるために、その改修等に係る経費の一部を支援する郡上市宿泊施設改修等支援事業というものを平成29年から3年間実施をいたしまして、宿泊施設45件の支援を行ってまいりました。

国においても、地域一体となってインバウンド誘客を加速させるために、宿泊施設に係る支援事業を実施しているところでありまして、郡上市観光連盟においては、そのような国の事業が活用できるように、計画づくりなどソフト面での支援を考えているところでございます。

通訳人材の確保につきましては、現在、コロナ禍の影響やインターネットの進展を受けて、旅行形態というものが、団体旅行から個人、小グループ旅行にシフトをしております。ガイド・添乗員がいない個人旅行では、多言語で訪問地の歴史文化を学び、楽しむための現地案内人の需要が高まってございます。

そのため、観光連盟では、令和3年度から3年間の計画で、来訪者が安心して滞在できる英語ガイドを毎年10名、計30名程度育成をする英語ガイド育成事業を実施しております。

郡上の歴史文化と、その表現方法などのガイド技術とか、外国人講師との実践対話による英語表現の指導など、高いレベルのガイドを目指した指導内容となっております。令和3年度から3年間の講習を終了した第1期生は、来年度から英語ガイドとして実践活動を始める予定でございます。

このように、今申し上げました様々な受入体制強化への取組というものを、今後におきましても着実に実施をしていきまして、郡上市への訪日外国人客の増加に結びつけてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) 御答弁ありがとうございました。

先ほど質問の中の一つに、空き家であったり自宅を改装しながらの外国人旅行者専用受入れのような、そういった補助金制度、それをまた少し頭に入れてもらおうとありがたいなと思いますので、またそれは今後相談していきたいと思います。ありがとうございます。

タブレットに、せっかくですけど載せておきました観光甲子園というものがあります。

これは、一般社団法人の次世代教育ネットワーク機構主催のウェブで参加する、高校生が参加するものでございます。観光甲子園に出場しながら、全国で129校、613チームも参加して、SDGs 修学旅行部門で、500チームの中の決勝進出5チームの中に郡上高校が選ばれました。決勝は2024年の2月4日、全国オンラインで中継されるとのことです。

こういったことも、市長を先頭に観光立市郡上を進めてまいりましたことが、広く市民、あるいはそういった若い世代にまで行き渡っておるということが、本当にこれを見て伺えるということで、ありがたいなというふうに思っております。

そして、12月の10日には市民協働センター主催によります中学校・高校生から地域の課題を解決するための提案を頂く2023年度郡上の未来をつくるアイデアコンテストの表彰式も開催されました。私は事情があり欠席しましたが、143の応募がある中から、最優秀5点も選ばれて、その中に八色の輪というところが、※八幡西中学校の提案が見事優秀賞に選ばれました。

そういったことも、これは地域の活性と、濃飛自動車道が完成した折には、そこを利用される方々が、そういう和良を通るときに、より美しい景観と住む人たちの心の美しさが際立つふるさにしたい、そんな思いで中学生が発案されたものでございます。本当に素晴らしいことだと思います。

そういった、先ほど言いました観光立市郡上、そういったところが、こういった若い世代へ脈々と受け継いでいっていてくれるということは、この将来の郡上市もまんざら捨てたもんじゃないというふうに思っております。どうぞ、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

走りましたが、以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

(午後 1時40分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◎発言の訂正

※後刻発言訂正あり

○議長（田代はつ江） ここで、本田議員から発言の訂正について申出がありましたので、発言を許可いたします。

1番 本田議員。

○1番（本田教治） 本田です。失礼します。先ほど私の2023年度郡上の未来をつくるアイデアコンテストの優秀賞のところで、学校名を郡上東中学校の提案が正しかったのですが、西中と間違えて発言しましたので、「郡上東中学校」に訂正させていただきます。どうもすみませんでした。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ただいま本田議員からの先ほどの発言について、会議規則第65条の規定により発言訂正の許可をいたします。

◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、7番 森藤文男議員の質問を許可いたします。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 7番、森藤です。よろしくお願ひします。

それでは、早速ですが通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

今回は、大項目としては2点でございます。1点目が、郡上市立大和小学校の開校について、開校に向けてというふうなことと、2つ目に、部活動・クラブ活動の備品及び環境整備についてということで質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

1点目の、郡上市立大和小学校の開校に向けて、ついてということであります。

いよいよ来年の3月に閉校となります大和の4つの小学校、3月の23日の土曜日には、まだ時間は決まっておりますが、午前中には西小学校、午後からは南小学校、翌日の3月24日日曜日の午前中には第一北小学校、そして、午後からは北小学校の開校式が予定をされております。いよいよ大和小学校、4月の開校に向けて進んでいるというふうな状況です。

私も、小学校の建設現場にはよく足を運んで、進捗状況等は確認をさせていただいております。かなり出来上がっているもので、本当に子どもたち、いい、新しい学校の中で、新たな気持ちでまた勉強に励んでいただきたい、そんなふうに思う次第であります。

少し、統合に向けての経緯というか、少し、いきさつ等を、話をさせていただきたいと思ひます。

これは、令和元年の10月17日、これは自治会長連合会大和支部に向けた会議の中で、これは郡上市学校規模適正計画（案）、当時は案です。今は「案」は取れておりますが、その中で、少子化による児童生徒数の減少や小規模化の進行ということで、いろいろ背景を説明させていただいております。

複式学級については、小学校、この当時は21校ありましたが、令和元年には6校から、令和7年には、これは8校に増える。1学級10人以下の学級数ですね、これは令和元年ですと31%ですが、令和7年には60%になる。こういった背景があるところで、これはいよいよ、これは危機感を持ちながら、郡上市学校体制検討委員会が設置され、平成31年の1月23日には、郡上市学校体制検討委員会からの答申がございます。

この中で、望ましい教育環境、適正規模というのは、1学級当たり20人から30人、1学年当たり複数学級、これは1年1組とか1年2組とか、そういったことです。もう一点が、複式学級の解消というふうなことを答申されております。

現在は、ここに、新たにですけど、大和地域小学校統合準備委員会を設置されまして、この中には総務部会、通学安全部会、あとPTA部会、学校教育部会というのが設けられて、これからの教育に対していろいろと議論をしていただいて、構想を練っていただいておりますというふうな状況だと思います。

そこで、小学校から中学校に移るときに、中1ギャップというふうなことが言われております。この中1ギャップとは、小学校を卒業して中学へ進学した際、これまでの小学校生活とは異なる新しい環境や生活スタイルになじめず、授業についていけなくなり、不登校やいじめが起こったりする現象のことです。

ただ、この大和小学校に関しては、中1ギャップではなくて、小学校1年生から2年生に上がる、2年生から3年生に上がる、そういった小学生ギャップというふうな、私がちょっとそういったイメージをして小学生ギャップというふうな表現をさせていただきますが、そういった現象が起こるんではないだろうかという懸念があります。

特に、西小学校は現在40人です。第一北小学校は38人、南小学校は89人、北小学校は149人ですからね、結構多いところで勉学をされておりますが、こういった少人数の学校の子どもたちが、大きい、先ほど私、申しましたが、環境が変わってということで、非常にそこら辺の段階的な教育的配慮というのが今までも多分、恐らくやっただいていただいているとは思いますが。

特に、この大和地域の小学校統合準備委員会の中の学校教育部会、恐らくこの部会の中では、保護者の方の御意見とか、いろいろと想定をしながら子どもたちの教育で配慮はしていただいているというふうには思いますが。

今後、この開校に向けて、残り3か月ありますが、またさらにちょっと配慮が必要だと思いますが、こういった児童に対して今後どのように意識づけをしていくか、これまでの取組についてでも少し具体的に御答弁いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

議員の御指摘のように、大和地域の4つの小学校の児童にとっては生活環境が大きく変化し、児童に及ぼす精神的な不安や変化への不適應の可能性があることも考えられます。

このようなことでありますので、教育委員会では、準備委員会、教育部会を立ち上げ、学習や生活の決まり、新しい学校で必要となる学用品、新しく変わる通学方法等について、4つの小学校の現状を踏まえ検討をまいりました。これらは、今年度の2月に各校で行われます授業参観や新1年生の入学説明会の際に保護者へ周知されます。

子どもたちへは、学校生活の具体的な場面で新しい学校の決まり等について指導や確認することで、足並みをそろえて新しい学校生活がスタートできるように準備をしております。

このようにして、児童や保護者が事前に新しい学校生活の具体的なイメージを持つことで、不安を少しでも解消できるように取り組んでおります。

議員が心配されます小規模校からのギャップ対策については、子どもたちが急な環境の変化に対応できるよう、また、困っている児童に支援ができるよう、児童支援の加配教員を配置いたします。そして、スクールカウンセラー等とも連携しながら、教職員全員で子どもたちが新しい環境でも安心して生活できるよう支援を行ってまいります。

また、児童の開校に向けての意識づけについては、学校生活の基礎となる約束や体制づくりでなく、4校児童による直接的な交流もこれまでに行ってきております。先日11月11日に上演されました創作オペレッタ「東氏ものがたり」は、まさにこの交流の象徴的な取組として位置づけられます。

6年生は昨年度から、5年生は今年度から、4校の児童による交流が継続的に行われ、オペレッタの上演という同じ目標に向かって共に練習に励んでまいりました。統合前に仲間のことを知ること、仲間と共に協力して活動に取り組む経験は、新しい学校のスムーズなスタートに結びつくものと考えております。このような交流につきましては、他の学年でも位置づけられております。

さらに、今後の活動といたしましては、大和小学校校舎見学会も計画しております。これらは、大和西小、南小、一北小の児童が新校舎を事前に見学する会でございます。玄関や下足入れ、教室の位置等を確認いたします。新校舎の見学を通して、4月からの生活の具体的なイメージを持つことができるようにいたします。

なお、特別支援学級に在籍する児童等特に配慮が必要な児童については、個別で事前見学会を行うことも検討しております。

このように、統合による令和6年度の大和小学校のスタートを、全くゼロからのスタートではなく、子どもたちが事前に交流して関係づくりをしたり、新しい学校生活への見通しを持って不安をできる限り減らしたりすることで、統合による環境変化への順応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。

いろいろと配慮はされているというふうなことは伺えます。

中1ギャップと言いましたが、小1の場合は小1プロブレム、中1ギャップ、高1ですとクライシスというふうな表現をされます。これは、やっぱり問題、あとは、やっぱり大きなずれ、あと危機、つまずきというふうなことであります。

幼稚園から小学校、幼小、小中、中高、こういった異校種間の接続が、かなり円滑な接続が重要になると思いますので、今後もまた十分配慮されて進めたいというふうにして思います。

次にですが、2つ目の質問ですが、各小学校では独自に行われている取組があります。西小学校ですと、カワシンジュガイ、これは絶滅危惧種の2類に分類されているようで、昨年ですかね、2022年の令和4年には、これは希少野生動植物種に指定をされているそうです。

南小学校ですと能ということで、毎年行われています薪能の「くるす桜」にも参加をしておりますし、また、以前、第一北小学校では蛍の研究等も行っていたようです。また、北小学校では農業体験とか、剣用水についての勉強、また、阿千葉城、篠脇城、こういったところにもいろいろと取り組まれてみえます。

また、子どもたちが主体的になって考えている宣言というのがあります。西小学校には西っ子宣言があります。南小学校には南っ子宣言、この宣言というのは、ちなみにですが、西っ子宣言というのは、西っ子なので、「に」はニコニコ言葉、行動をします。「し」は自分から元気よく挨拶をします。「つ」常に学年関係なく誰とでも仲良くします。「こ」個性、その人らしさを大切にします。これは子どもたちがいろいろ考えて宣言をして、そういった取組をしています。

今後、この大和小学校になった場合に、これらの取組、恐らくこれは総合的な学習の時間の中で、郡上学というふうなことで取り組んでみえる学習と宣言といったものが各学校にはありますが、これ大和小学校になったときに、一体どのように展開をされるのか、それについてお伺いしたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) それでは、お答えします。

来年度の大和小学校の統合に伴いまして、この地域の特色ある郡上学について学ぶ総合的な学習の時間につきましては、4校の現状を踏まえながら、大和小学校としての新たなカリキュラムを作成しているところです。

このカリキュラムの作成は、令和3年度から計画的・段階的に行われてきており、現在、令和6年度の新しいカリキュラムへの移行期間として学習が進められております。

新しいカリキュラムの作成の過程で、議員が挙げられました例を含めた様々な地域素材の中で、何をカリキュラムとして取り上げるのがいいのかを検討し、その結果、新しい大和小学校の総合的な学習の時間のカリキュラムには、これまでも大切にされてきた長良川の環境学習や郡上偕楽園、やまつつじ等の施設との連携を図った福祉学習などが位置づけられています。

また、当市の歴史を学ぶ学習も計画に位置づけております。

そのほかにも、大和の各校が大切にしてきました短歌学習についても継続していきたいと考えております。

今回、議員が挙げられましたカワシンジュガイ、薪能、蛍、農業体験については、学習にかけられる時間数の確保や学習材のある場所、児童の移動方法などの関係で、総合的な学習の学びとして位置づけることができませんでしたが、しかし、これらは、どれも地域として大切にされてきた歴史、自然、文化でありますので、子どもたちが地域のよさを学ぶことができる、大変優れた学習教材であることに間違いはございませんので。

そのため、例えば、蛍やカワシンジュガイなら、理科の学習で地域の大切な生き物として知る機会を設けたり、薪能なら、国語や音楽の時間に調べたり、一部を演じたりするなど、教科の学習の地域素材として取り扱う工夫ができないかを今後検討してまいりたいと考えております。

次に、西っ子宣言や南っ子宣言といった、いわゆる各校の人権宣言や全校で取り組む目標の今後の展開について説明をさせていただきます。

市内の小中学校では、児童会や生徒会が中心になって人権宣言や全校で取り組む目標をつくり、よりよい学校生活を目指して活動しております。現在、大和の4つの小学校にも人権宣言などがありますが、大和小学校の開校に合わせて、児童の願いを大切にしながら新しいものをつくっていく計画をしております。

小学校では、毎年1月から3月に6年生が5年生に対して、学校のよさや学校をよりよくするためにこだわってきた活動について思い出を語り、5年生がそれを引き継いでいくという活動が行われます。

今年度、大和の4つの小学校では、この活動を、ウェブ会議を用いて合同で行う計画でございます。大和の4校の6年生の思いや願いを聞くことによって、5年生児童が4つの学校の伝統を受け継ぎ、それを基盤として、大和小学校の新たな学校文化を築いていきたいという意欲を高めてまいりたいと考えております。

また、来年度、大和小学校で新しい仲間と生活していく中で感じたよさや課題点も整理し、大和小学校が今後どんなことを大切にしていこうとよいかを、児童と教師が一緒になって考えていきたいと考えております。

令和6年度の前期の間をかけて人権宣言等の目標を作成し、後期のスタート時期をめどに全校児

童に紹介し、新しい目標の下で活動を進めていく予定でございます。

このように、大和小学校の開校に当たりましては、学習や生活に関わるあらゆる面で、これまでの4つの小学校で大切にされてきた伝統を可能な限り引き継ぎ、市内の他の小中学校と同様に自分たちの学校や地域、郡上を誇りに思い大切にしていける子どもを育ててまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。いろいろと配慮されているとは思いますが、学校でなかなかその事業の中に取り入れられないということであれば、今後また公民館活動とか自治会等の中で、小学生や中学生を巻き込んで、そういった見直しとか、そういったことでいろいろ関わっていただきたいというふうにして思います。

いいスタートを切っていただきたいということで、いろいろと計画をされていると思います。

教育長がよく言われます「何くそ、おかげさま、凌霜の心」ということで、これは郡上市の教育理念と目指す姿、育てたい3つの力というふうな柱もちょっと私見させていただきましたが、この中で、やはり教育理念、凌霜の心で拓く明日の郡上市～自立・共生・創拓の教育～というふうなことで掲げられておりますので、こういった教育理念を基に、よりよい教育を目指していただきたいというふうにして思います。

3つ目の質問になりますが、先ほど教育次長のほうからも御答弁ありましたが、学年間の交流、これがギャップを解消する一つの試みであるというふうなことであります。

創作オペレッタ「東氏ものがたり」、これは本当にすばらしいものであります。これは郡上東氏の800年、古今伝授の550年祭のこれは記念事業としてこれが行われたわけでありましたが、ちょうどその統合のタイミングでもございましたので、いろんな、5年生・6年生が交流をされたということです。

本当に中を見させていただきますと、役者で非常に配役が決まっていまして、豪華な衣装、これは最終ページにもありますように、制作の関係者が本当に御尽力いただいて一つのものが出来上がったというふうにして理解をしております。

この感動は、日置市長もこれ、開演前の挨拶で、オペレッタはオール郡上の力で実現をした。4校統合で開校する大和小学校の伝統にしたいというふうなことも新聞紙上では読ませていただきました。

非常に大きな反響はあったと思います。私も本当に、最後のカーテンコールですかね、これは泣きそうになるぐらいの感動で、この感動はいつ以来かなって遡りましたら、今年3月21日ですかね、ワールドベースボールクラシック、日本対メキシコの準決勝がありまして、9回裏1点負けていま

したが、大谷選手が2塁打、吉田選手がファーボール、代走で周東選手、ノーアウト1塁2塁で村上選手、不振にあえいでいましたが、左中間への逆転さよなら2点タイムリーヒットで勝ちましたが、あのとき以来のオペレッタは感動でございました。

そういった感動を非常に覚えた次第であります。今後、大きな、恐らく反響は、当然、これは私、反響という言葉を使わせていただきますが、反響があったと思います。どんな反響があつて、具体的ではなくて結構なので、これから課題いろいろあると思いますが、今後、大和小でどのようにその展開をされていくのかということについてお伺いをしたいと思うので、よろしく願います。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） オペレッタを参観された皆さんからは、子どもたちの演技や歌に胸打たれ終始涙が止まらなかった。チーム郡上の皆さんの才能と協力にはびっくりした。演じ終わった子どもたちと子どもたちに声をかける先生方の顔がとてもよかった。子どもたちにとっていい経験になったのではないかなど、多くの温かいお言葉を頂きました。

また、オペレッタの取組に直接関わられた実行委員や学校の先生方からは、担当として関わったが、子どもたちがどんどん上達していく姿を見て、自分たちももっとこうしようと質を高めていくことができた。楽しい時間を過ごせた。オペレッタの練習を通して子どもたちの表現力の高まりを感じた。子どもたちの秘めている可能性には限りがないことを実感した。言葉の力や短歌の心を子どもたちが実感することができたなど、統合に向けてや、短歌教育の成果、大人自身にとっても有意義だったという感想を頂きました。

講演後の児童の感想からは、仲間と協力して4校みんなで最高のオペレッタを作ることができた。6年生になったら、当市のことをいろんな人に伝えたいし、引き継いでいきたいなどという、郷土の歴史への関心や統合に向けての成果、来年度への意欲を語るものもたくさんありました。今の5年生の中には、6年生になったらあの役をやってみたいなど、進んで表現活動に取り組もうとする姿も多くあるそうでうれしい限りです。

今回、オール大和、オール郡上の取組と言われるように、地域の専門的な技術、技能を持った方々が力を合わせてすばらしい舞台を作り上げることで、文化活動に対する地域の盛り上がりも感じました。

令和3年の広報郡上11月号の凌霜のページにも書かせていただきましたが、今回のオペレッタには、郡上東氏800年、古今伝授550年の節目と、令和6年の4校統合による大和小学校開校を記念するという意味のほかに、郷土への誇りと愛情を育てる、多様な表現活動を通して豊かな表現力を身につける、和歌など日本の文化に親しみ大切にする、4校の子どもたちがつながり、助け合いや協力のすばらしさを学ぶ、学校・地域、学校・家庭・地域が協働し、持続可能な地域づくりを目指す

など、これからの人づくり、地域づくりに関わる幾つかの狙いがありました。

東氏800年、古今伝授550年祭事業の一環としての創作オペレッタ「東氏ものがたり」の取組は、これで一区切りとなりますが、来年度以降は、新しい大和小学校を代表する教育活動の一つとして、大和小学校の体育館で演じていく予定です。

オール郡上で作り上げた学校の財産ともいえる脚本、衣装、古道具、映像、楽曲等を十分に活用しながら、総合的な学習の時間で東氏の歴史や短歌の学習に取り組み、国語や音楽などの教科学習を通して学んだことも、オペレッタの脚本や表現活動に取り入れていくことで、東氏物語のシナリオや演出が少しずつ変化していくこともあると考えています。

変化していくことも含めて、大和小学校の伝統として引き継いでいってほしいと思います。

また、今回のオペレッタで得られた成果を他の地域の児童生徒の学びにも生かしていきたいと考えています。それは、どこの地域でもオペレッタをやるということではなく、その地域や学校の特色を生かした活動を工夫して、子どもたちの心が一つになり、表現力やふるさとを愛する心を高めていくということです。

例えば、八幡中の浴衣デイや郡上おどりなどもそうですが、郡上市内の各学校には、各学校の郡上學と言えるすばらしい財産があります。何か新しいことをやらなければならないということではなく、今ある学校の特色をもっと引き出すということが重要であると思います。

このような活動を通して、郡上という郷土に誇りを持ち、自ら進んで自分を表現できるたくましい子どもたちの育成を目指していきたいと考えています。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。いろいろと他校にも波及してというふうなことも答弁の中にありました。

大和小学校の体育館ということですが、これは今後検討はされると思いますが、私はいろいろと関係者の方とか、いろいろと調べたときに、大和の総合センターの設備ならできるけど、大和小学校の体育館では少し、具体的には照明バトンとかプロジェクターとかというようなところが少し課題には今後なっていくのかなとは思っています。

そういったことも打ち合わせしてクリアしていただきながら、よりよい和と小学校の伝統にしていただきたいというふうにして思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の大項目であります。部活動・クラブ活動の備品及び環境整備についてということについて3点ほど質問をさせていただきますので、よろしく願います。

大谷翔平選手がフリーエージェントで行き先が決まりました。ロサンゼルス・ドジャース、ナショナルリーグになるので、以前いたエンゼルスとはちょっと、アメリカンリーグですので、リーグ

は違いますが、同じ西地区ということでもあります。

この大谷選手がグローブを全国2万校の小学校に全て、右利きを2つと左利きを1つの3セットですね、送るといふようなことを発表されました。

これは大谷選手のコメントです。私は、このグローブが、私たちの次の世代に夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなることを望んでいます。それは、野球こそが私を充実した人生を送る機会を与えてくれたスポーツだからです。グローブを寄贈することで、子どもたちが野球というスポーツに触れ、興味を持つきっかけになってほしいと願っています。これは大谷選手が野球に関わっていたということで、こういったことをコメントされました。

このグローブですが、全国の教育委員会に配送するということです。12月から来年の3月をめどにということでもありますので、恐らく教育委員会のほうで管理をされるとは思いますが、興味深いのは、どのようにして管理をされるのかということでもあります。

議長の許可は得ておりますので、これは大谷選手のグローブではないですが、これは子ども用のグローブです。うちの子ども女の子なんですが、キャッチボールがしたいと言ったので、お父さんは非常にうれしくなって買ってしまったんですけど、非常に安価です。5,000円程度です。グローブとしてはかなり安いです。

恐らく大谷選手のモデルというのは、本当に同じモデルで小学生用になっているので、これでもまだ硬いほうなんですが、こんな操作は恐らくできないくらい硬いと思うので、かなり、飾るのではなくて、やっぱり大谷選手の趣旨としては、本当に使ってということではありますが、一体どのようにして貸し出しをするのか、数少ないので、どうなるのかということと。

もう一点、次の質問にもちょっと関わるんですが、部活動とクラブ活動における道具とか楽器というのは年々値上がりをしております。これは本当に保護者の負担も大きいです。体育会系とかクラブ活動の道具、ユニフォームとかは市としての支援というのは特にあるわけではないので、保護者の方が購入をしているというふうなことであります。

文化系ですね、吹奏楽の楽器は非常に高価なものであります。聞きますと、大和中学校では月幾らかで貸していただいているというような、そういったような仕組みではあるというふうにしては伺っておりますが、こういった高価なものでありますので、維持管理というのは非常に大変だと思います。

その中でいろいろ修理をしたりしながら使用されているとは思いますが、いつか、問題になるのは、更新されるという時期になると、非常に高価なものでありますので、何らかの手だてが、なかなか一般の市民の方とか児童、学校ではなかなかその手だてが分からないので、いろんな国とか県とか市とか、そういったところの制度とか、市の職員の方もいろんなところからそういったものが何かそんな手だてがないだろうか、非常にその物価高騰のあおりを受けてみえます。

中には高額な楽器を購入されたという御家庭もあるようですが、非常にその負担を強いられているということなので、何か手だてがないものかな、大谷選手のように寄贈していただくというのはありがたい話ですが、ちょっとそこら辺、市としての何か手だてというものがあってほしいものだと思いますが、その辺についてちょっとお伺いしたいので、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 初めに、大谷選手のグローブの件についてお答えさせていただきます。

郡上市においても近いうちに教育委員会へ、小学校20校ございますので、20箱配送されると聞いております。教育委員会に届き次第、早急に各学校へ届けられるように対応したいと考えております。

これまでも市内各校に対して書籍や学用品、生活用品など、子どもたちの学校生活がより豊かになるように、たくさんの方々から様々な品を寄贈していただいております。

教育委員会を通して市内の小学校へ寄贈された品を発送する際には、寄贈してくださった方の思いを児童生徒に伝えること、それから、その思いを踏まえて、頂いたものを大切に使うことの2点について、児童生徒に指導していただくようにお伝えしております。

このたびの大谷選手からの寄贈されたグローブに対しても、発送する際にはこれまでと同様の対応をさせていただきます。

先ほど議員が紹介いただきましたように、大谷選手が、グローブが次世代の子どもたちに夢を与え、勇気づけるためのシンボルとなってほしい。子どもたちが野球というスポーツに触れ、興味を持つきっかけになってほしいという願いを基にグローブを寄贈していただきます。

この大谷選手の思いを、各学校で児童の発達段階に応じて分かるように伝えていただき、その上で仲間と利用の仕方を考えたり、約束を確かめ合ったりするなど、大切に使用していただけるよう指導をしてみたいと考えております。

グローブの具体的な活用の仕方や管理の方法については、各、学校ごとに児童数が大きく違うことや、休み時間の過ごし方、遊び道具の利用の約束などが学校ごとに異なることから、教育委員会から一律に必ずこうしなければならないという指示を出すことは考えておりません。

各校で大谷選手の思いが実現され、グローブを大切に使用管理することができるよう指導を工夫してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。備品購入等についてでございますが、現在、市では備品購入の補助はございませんが、活動における1人5,500円の交付金でありますとか、指導者謝金の支援、施設使用料、電気代の無償化という観点から、保護者の負担軽減を図っております。

ただし、高額な備品で共有しているもの、例えばサッカーのゴールであるとか、吹奏楽の個人所有ではない楽器等については、今までも公費で購入したことがあり、今後も必要に応じて公費での

負担については検討していかなければならないものと考えております。

吹奏楽の楽器の維持管理、更新については、楽器を個人で購入しているクラブ員は、その維持管理については自己負担となり、学校の楽器を借りているクラブ員は学校で維持管理し、楽器の調子が悪くなった場合は、その都度修繕、音源調整を行っております。その費用は5,000円から数万円であり、クラブ費から捻出しておると聞いております。

学校所有の楽器は、そのほとんどが古いものですが、現段階では全てのクラブ員に調子や状態のよい楽器を貸し出されているという状況でございます。しかし、昭和時代の楽器も多いことですので、いつ壊れるかは分からないため、更新については、公費等での検討についてもしなければならないとは考えております。

過去には、企業から学校のための寄附があり、楽器を新調することができたことや、郡上スポーツ協会では今後、地域クラブ化が進み、クラブの統合等でクラブ名が変わり、ユニフォームの新調等が必要になった場合は、集めた賛助会費でユニフォームの購入の助成ができないかということも現在検討しておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。いろいろと検討はしていただいているというか、あらゆる手だては考えていただいているということではあります。

本当に高価なものでありますので、何とか、今、部活動からクラブ化ということでもあります。特に吹奏楽の方たちも本当に少ない人数で、なかなか構成できないというようなことになると、今後、吹奏楽もある意味広域的なクラブ化に向けて恐らく進んでみえるのかなとは思いますが。

そこで、楽器等があればまた同じ、共用もできるので、そういったことでいろいろ知恵を絞りながらまた進めたいというふうにして思います。

ちなみに、私の地域ではお祭りがあって、八幡様のお祭りのときに神楽を奉納するんです。これはつづみです。でも本物ではないです。非常にいい音がします。ほぼ音がしないんです。これって、中はお椀でできているんです。この黒い部分はお椀でできて、これはかなり地域の方でいろいろと創意工夫をして、なかなかつづみというものが高価ですので買えないので、これを模擬的に作っていただきました。

市でお話を聞いたところ、国・県・市指定無形民族文化財伝承支援事業というのがございますので、指定されているところであれば上限4万円ということでお聞きしましたが、そういった制度はありますが、地域には多くの神社とかあって、神楽を奉納されているところがありますが、なかなかそういったところは四苦八苦されているので、こういった、私の地域ではこういったことで、やはり知恵を絞りながら、やれることとやれないことがいろいろとあるので、その範囲の中でいろいろ

ろと創意工夫しながら進んでいるということでもあります。

一応、これ参考までに、あまり出来がいいので紹介させてもらいたいなということで、紹介をさせていただきました。

時間がちょっと来てしまいましたので、最後の質問は、本当に今年の夏は非常に暑かったです。

これは誰もが体験をしております。本当に子どもたちが、そういった環境の中で運動とかスポーツをするのは、本当に安全・安心という面では非常に配慮していただきたいというふうなところがありましたので、せめて、対外的にも非常に多くの人が集まる大和の総合センターですね、ここには空調の設備がないので、何かちょっと手だてを考えていただいて、大型扇風機でも構いませんし。

また、スポットクーラーではなくて、今ちょうど、非常に涼しくなるものもあるようですので、本当は答弁を頂きたいところですが、質問はできないので、また教育次長のほうにはお伺いしますが、私、決算認定のときも少しこの話はさせていただいたので、来年度に向けてはいろいろと考えてはいただいているとは思いますが、よろしく願いをいたします。

時間も参りましたので、以上で、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 2時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議員 田代 はつ江

郡上市議会議員 渡辺 友三

郡上市議会議員 清水 敏夫

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員